

第524回（定例）福崎町議会会議録

令和8年3月3日（火）
午前9時30分開 会

○令和8年3月3日、第524回（定例）福崎町議会は、福崎町役場に招集された。

○出席議員 14名

1番	中田貴子	8番	田中康智
2番	牛尾成利	9番	住谷庸子
3番	牛尾雅一	10番	北山智恵
4番	大住文子	11番	前川裕量
5番	三輪一朝	12番	城谷英之
6番	吉高平記	13番	植岡茂和
7番	小林博	14番	竹本繁夫

○欠席議員 （なし）

○事務局より出席した職員

事務局 長 澤田和也 主 事 阿保佑夏

○説明のため出席した職員

町 長	尾崎吉晴	副 町 長	近藤博之
教 育 長	高橋 涉	公営企業管理者	福永 聡
技 監	津田知宏	町参事兼総務課長	岩木秀人
企画財政課長	蔭谷秀樹	税 務 課 長	岡本昌文
地域振興課長	成田邦造	住民生活課長	山本克典
福祉課長	小幡伸一	ほけん年金課長	西村由紀子
農林振興課長	山下勝功	まちづくり課長	増山 剛
上下水道課長	橋本繁樹	会 計 管 理 者	福永知美
学校教育課長	吉高美鈴	社会教育課長	木ノ本雅佳

○議事日程

第 1 会議録署名議員の指名
第 2 会期の決定
第 3 諸報告
第 4 報告第 1号 議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事）
第 5 議案第 6号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について
第 6 議案第 7号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
第 7 議案第 8号 福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について
第 8 議案第 9号 福崎町公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
第 9 議案第10号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第10 議案第11号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

例について

- | | | |
|-------|-----------|--|
| 第 1 1 | 議案第 1 2 号 | 福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について |
| 第 1 2 | 議案第 1 3 号 | 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 3 | 議案第 1 4 号 | 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 4 | 議案第 1 5 号 | 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 5 | 議案第 1 6 号 | 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 6 | 議案第 1 7 号 | 福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 7 | 議案第 1 8 号 | 福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 第 1 8 | 議案第 1 9 号 | 福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について |
| 第 1 9 | 議案第 2 0 号 | 令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）について |
| 第 2 0 | 議案第 2 1 号 | 令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 1 | 議案第 2 2 号 | 令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 2 | 議案第 2 3 号 | 令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について |
| 第 2 3 | 議案第 2 4 号 | 令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 4 | 議案第 2 5 号 | 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について |
| 第 2 5 | 議案第 2 6 号 | 令和 7 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について |
| 第 2 6 | 議案第 2 7 号 | 令和 8 年度福崎町一般会計予算について |
| 第 2 7 | 議案第 2 8 号 | 令和 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について |
| 第 2 8 | 議案第 2 9 号 | 令和 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について |
| 第 2 9 | 議案第 3 0 号 | 令和 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について |
| 第 3 0 | 議案第 3 1 号 | 令和 8 年度福崎町水道事業会計予算について |
| 第 3 1 | 議案第 3 2 号 | 令和 8 年度福崎町工業用水道事業会計予算について |
| 第 3 2 | 議案第 3 3 号 | 令和 8 年度福崎町下水道事業会計予算について |
| 第 3 3 | 議案第 3 4 号 | 福崎町道路線の廃止及び認定について |

○本日の会議に付した事件

- | | |
|-----|---|
| 第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | 会期の決定 |
| 第 3 | 諸報告 |
| 第 4 | 報告第 1 号 議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事） |
| 第 5 | 議案第 6 号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について |
| 第 6 | 議案第 7 号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 第 7 | 議案第 8 号 福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 議案第 9 号 福崎町公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について |
| 第 9 | 議案第 1 0 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部 |

		を改正する条例について
第 1 0	議案第 1 1 号	福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 1	議案第 1 2 号	福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について
第 1 2	議案第 1 3 号	福崎町消防団条例の一部を改正する条例について
第 1 3	議案第 1 4 号	福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について
第 1 4	議案第 1 5 号	福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について
第 1 5	議案第 1 6 号	福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 1 6	議案第 1 7 号	福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第 1 7	議案第 1 8 号	福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 1 8	議案第 1 9 号	福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について
第 1 9	議案第 2 0 号	令和 7 年度福崎町一般会計補正予算（第 7 号）について
第 2 0	議案第 2 1 号	令和 7 年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 1	議案第 2 2 号	令和 7 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 2 号）について
第 2 2	議案第 2 3 号	令和 7 年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
第 2 3	議案第 2 4 号	令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 4	議案第 2 5 号	令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
第 2 5	議案第 2 6 号	令和 7 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について
第 2 6	議案第 2 7 号	令和 8 年度福崎町一般会計予算について
第 2 7	議案第 2 8 号	令和 8 年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について
第 2 8	議案第 2 9 号	令和 8 年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について
第 2 9	議案第 3 0 号	令和 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について
第 3 0	議案第 3 1 号	令和 8 年度福崎町水道事業会計予算について
第 3 1	議案第 3 2 号	令和 8 年度福崎町工業用水道事業会計予算について
第 3 2	議案第 3 3 号	令和 8 年度福崎町下水道事業会計予算について
第 3 3	議案第 3 4 号	福崎町道路線の廃止及び認定について

開会及び開議

議

長 皆さん、おはようございます。

第 5 2 4 回福崎町議会定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

まだまだ朝夕は肌寒い日が続いておりますが、日ごとに春の兆しを感じられる季節になってまいりました。皆様におかれましては、ご健勝にてご参集を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本定例会に提案されます案件は、報告第 1 号から議案第 3 4 号までの報告 1 件、議案 2 9 件の計 3 0 件であります。いずれも重要な案件でありますの

で、慎重にご審議いただき、また、議事の円滑なる運営につきましても格別のご協力をお願いいたしまして、本定例会の開会の挨拶といたします。

ただいまの出席議員数は14名でございます。定足数に達しております。よって、第524回福崎町議会定例会が成立したことを宣告いたします。

また、総務課及び事務局から写真撮影の申出が出ておりますので、撮影を許可いたします。

ただいまから第524回福崎町議会定例会を開会いたします。

これより本日の日程に入ります。

本日の日程は、配付しております議事日程に記載のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議 長 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。
会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長が指名いたします。

6番、吉高平記議員

13番、植岡茂和議員

以上の両議員をお願いいたします。

日程第2 会期の決定

議 長 日程第2は、会期の決定であります。
会期の決定の件を議題といたします。
去る2月24日、議会運営委員会を開いて検討をお願いいたしましたところ、既に皆さんに配付しております日程表案のとおり、本日から3月25日までの23日間としたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。
よって、会期は本日から3月25日までの23日間といたします。

日程第3 諸報告

議 長 日程第3は、諸報告であります。
2月9日の第523回福崎町議会臨時会閉会后、本日までの議会活動については、配付の報告書のとおりであります。

また、例月出納検査の報告書、一般質問答弁におけるその後の経過報告書が議長宛てに提出されておりますので、その写しを配付しております。

さらに地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により議員を派遣したので、議会調査研究事業実施要領第6条の規定により、議員派遣の報告について配付しております。

次は、議案の上程及び議案説明であります。

これより、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事）から、議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定についてまでの30件を議題といたします。

これから上程議案に対する町長の提案内容の説明を求めてまいります。

町 長 皆様、おはようございます。

本日、第524回福崎町議会定例会を招集しましたところ、全員のご出席を賜り誠にありがとうございます。令和8年3月議会の開会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

3月に入り、梅の花が見頃を迎えつつあります。春がすぐそこに近づいてきた感がしておりますが、三寒四温の季節でもあります。季節の変わり目は体調を崩しやすくなりますので気をつけていただきたいと思います。

つい先日まで、イタリアでミラノ・コルティナ冬季オリンピックが開催されていきました。日本勢は過去最高の24個のメダルを獲得し大活躍でした。優秀な成績を収めた選手はもちろんですが、思った成績が残せなかった選手やスタッフなど大会を盛り上げてくれた全ての方々に敬意と感謝を申し上げたいと思います。

また、先月8日の衆議院議員総選挙では、政府与党が圧勝という結果になりました。18日には特別国会が召集され、第2次高市内閣が発足しました。今、国会では論戦が繰り広げられていますが、例年の国会と比べますと約1か月遅れとなっています。今国会は令和8年度の当初予算を審議する大変重要な国会です。物価高対策をはじめ課題は山積していますので、早期の予算成立に向けて与野党ともに知恵を出していただきたいと思います。

福崎町におきましても、今議会は第7次行政改革大綱・実施計画を実行に移すための予算を審議していただく重要な議会であります。この大綱・実施計画の中でお示しした収支見通しでは、令和7年度は約1億円の財政調整基金を繰り入れる見込みでしたが、最終補正では財政調整基金からの繰入れをしない予算案となりました。大きな要因は、12月の地方交付税の再算定により、臨時経済対策費や給与改定費として約1億3,000万円の追加交付があったことによるものです。このようなケースはまれですので、これからも気を引き締めて持続可能な行財政運営に努めてまいります。

今回提案しています令和8年度一般会計予算案は、過去最大の117億100万円です。この中には、神崎郡3町で進めている新ごみ処理施設の建設事業や中播消防署本署の建て替え事業が含まれています。

JR福崎駅へのアクセス道路の強化として、町道福崎駅田原線、千束新町線の整備を引き続き進めます。

災害に強い安全・安心のまちづくりとしての公共下水道事業、川すそ雨水幹線工事も継続して取り組みます。

これまでも町の重点事業として進めてきた子育て支援と教育環境の充実については、小中学校の給食費の無償化に取り組みます。また、中学校体育館の空調設備整備も盛り込んでいます。

また、今年には町制施行70周年の記念すべき年です。合併記念日の5月3日にエルデホールで記念式典を開催しますのでよろしくお願いいたします。

また、大きな課題である行政改革については、現在各自治会で開催していただいている行政懇談会においてテーマの一つとして取り上げています。行政懇談会では、町財政が3年連続の赤字で大変厳しい状況にあること、その対策として第7次行政改革大綱・実施計画を策定中であること、その中では数値目標を定め、計画期間である令和8年度から12年度までの5年間で歳入を1億円の増、歳出の4億円削減を目指していること、議会と協働で取り組んでいること、そして、この計画は必ず実現する覚悟であることなどを説明し、ご理解をお願いしているところです。

このような財政状況を受けまして、地域手当については人事院勧告では令和8

年度から本町は4%が示されていましたが、2%のままで据え置きたいと職員組合とも協議をさせていただき了承を得たところです。なお、特別職の給与カットも昨年度から引き続き実施することとしています。さらに、令和8年度には使用料、手数料の見直しにも取り組みます。

特に、令和8年度、9年度は大きな事業が続きますが、県の自治振興事業貸付金など新たな財源も活用しながら、必要な事業にはしっかりと予算を確保し進めてまいります。

令和8年度一般会計の総額117億100万円は対前年度比3億8,400万円、率にして3.4%の増であります。

特別会計を合わせた総額は190億1,280万円で、対前年度比8億9,070万5,000円、率にして4.9%の増としました。

各課が取り組む主な事業は、次のとおりです。

総務課です。

令和8年度は、町制施行70周年となりますので、各種行事を町制施行70周年記念とし、行政改革を推進する中でも工夫を重ね、盛り上げていきます。

また、友好都市岩手県遠野市とは、遠野市産業まつりや福崎秋まつりにおいて、それぞれの特産物の販売を行うなど、文化、教育、観光の各分野で交流を継続し、友好の絆を深めます。

令和6年1月1日能登半島地震での課題を踏まえ、兵庫県下統一の被災者生活再建支援システムの導入を進め、家屋被害認定調査業務、罹災証明書発行業務等の統一化による発災時対応の円滑化を図ります。

庁舎管理では、庁舎電話交換機及び電話機の更新により各課局室直通電話番号の設定、録音機能強化等を進め、町民サービスの向上とともに労働環境の改善を進めます。

また、サルビア会館のバリアフリー化を進めるため、1階の多目的トイレを改修します。

企画財政課です。

第6次総合計画の実現に向けて各種事業に取り組みます。厳しい財政状況を改善し、行政サービスの向上と持続可能な行財政運営を実現するため、第7次行政改革大綱・実施計画に基づき、新たな行政改革に取り組みます。

また、行政事務の効率化のため、自治体情報システム標準化事業を継続して実施するとともに、職員用パソコン、財務会計システムの更新を行います。

税務課では、貴重な自主財源である町税において、税目ごとの課税客体的確な把握と課税に努めます。

あわせて国税徴収法、地方税法、町税条例及び債権管理条例などの規定に基づき、適正な滞納整理、債権管理を行うことにより、徴収率の一層の向上を目指します。また、煩雑な口座振替の手続を簡素化し、徴収率の向上も期待できるペイジー口座振替受付システムを導入します。

地域振興課では、1年を通して各種イベントを開催し、地域を元気に盛り上げます。

春の民俗辻広場まつりは、観桜会を併せて開催します。夏まつりは花火、総おどりや夜店の出店、秋まつりは商工会によるステージ発表会や文化講演会など、冬はF u k u ランタン事業を実施します。

また、反響が大きかった手話ダンス甲子園を引き続き開催し、共生のまちづくりを進めます。

ふるさと応援寄附金事業では、寄附額の増額を図るためプロジェクトチームに

よる企画提案を受けながら、さらなる自主財源の確保に努めます。

商工業振興では、円安に加えてエネルギー・原材料価格の高騰や労働者不足の中で、D X、インボイス制度の導入など、地域の中小・小規模事業者が抱える経営課題に対応するため、商工会と連携して支援に努めます。

物価高騰対策として令和7年度の繰越予算において、町民1人8,000円のスマイル商品券を配布します。利用期間は4月10日から7月31日までとしています。

観光振興では、駅前・辻川観光交流センターを拠点として、辻川山公園の河童・天狗、妖怪ベンチを活用したにぎわいづくりに努めます。また、町制施行70周年記念として、式典に合わせてエルデホール周辺で妖怪ベンチ大集合やF U K U S A K I百鬼夜行を開催します。

6月11日を「福崎もちむぎの日」として日本記念日協会に申請・登録し、ブランド力の向上を図ります。もちむぎブランド化事業として、東京都世田谷区や北区に出展し、特産もち麦を首都圏に売り込み、P R・販路拡大に取り組みます。

住民生活課です。

福崎町民が安全で安心して暮らせるように、福崎警察署の協力を得ながら防犯活動を進めます。通学路の安全確保や防犯対策のため、引き続き計画的に防犯カメラを設置します。

交通安全対策では、通学路のカラー塗装など通学路危険箇所の改善に努めるとともに、標識や啓発看板等の設置、凍結防止ミラーを計画的に設置します。

窓口では、住基システム、戸籍システムの標準化に向けての準備を進めていきます。

くれさかクリーンセンターにおいては、引き続き姫路市へごみ処理委託を行います。また、現在整備を進めている神崎郡ごみ処理施設稼働後のくれさかクリーンセンターの在り方について、姫路市との協議を継続して進めていきます。

消防では、非常備消防の団員報酬を国の基準に沿って引き上げるとともに、団員定数や機能別団員、女性消防団員の加入促進など消防団の活性化について検討を進めます。

福祉課です。

障害福祉系の基幹相談支援センター事業では、引き続き、生きづらさを抱え、ひきこもり状態にある人の支援として、大人の居場所づくり事業に取り組みます。

高齢者福祉事業では、第7次行政改革大綱に記載のある長寿祝金事業について77歳到達者に対するお祝い金を廃止します。代替事業として、77歳到達者に対して、インフルエンザワクチン接種料金を無料とします。

介護保険事業では、国の動向を注視し、かつ住民アンケートの結果を生かした第10期ゴールドサルビアプラン（高齢者福祉計画・介護保険事業計画）を策定します。

ほけん年金課です。

町民の健康を守るため、国民健康保険、後期高齢者医療の業務を行うほか、福祉医療費助成制度として、乳幼児から高校生までの人、重度の障がいのある人、ひとり親家庭の人等が安心して医療を受けられるよう、医療費のうち自己負担部分の助成を行います。

こども家庭センター（ふくさきっこステーション）では、おおむね中学生までの子どもを対象に、預かり等の相互援助活動を行う「ファミリーサポートセン

ター事業」を開始します。また、乳児の健康保持及び増進を図る機会を促進するため、1か月児健康診査費用について、1人につき4,000円を上限に助成します。

予防接種事業では、RSウイルス母子免疫ワクチンが定期接種化されるため、妊娠28週から36週の妊婦を対象に予防接種を実施します。

町ぐるみ健診の受診率向上と若い世代の健康意識の向上のため、引き続き国民健康保険の被保険者、39歳以下及び75歳以上の特定健診・基本健診の負担金を無料とします。

農林振興課です。

農地整備事業では、高岡福田ほ場整備事業に加えて、令和7年度に事業採択を受けた山崎地区ほ場整備事業を推進していきます。

ため池整備事業では、町営ため池整備事業である（南大貫）宮の池改修工事の完成を目指すとともに、令和7年度に採択された東田原ため池群地区について、調査設計を実施します。また、県営ため池整備事業では、直谷池について事業を推進していきます。

森林環境譲与税基金活用事業では、引き続き森林の公益的機能の保全や林業振興を目的に、町内民有林において間伐等の森林整備に補助金を交付します。

国土調査事業では、山林の地籍調査を引き続き推進します。

まちづくり課です。

道路整備事業では、各集落内の道路改修や通行に支障を来す危険箇所の解消を進めます。

橋梁整備事業では、橋梁長寿命化修繕計画に基づき1橋の補修設計、3橋の補修工事を実施するとともに、78橋についても点検を実施します。

河川整備事業では、河川美化事業として、県河川である市川、七種川の草刈り等を実施します。

都市計画・まちづくり事業では、引き続き福崎町都市計画マスタープランの改定、また、令和7年度に改定した土地利用基本計画を基に特別指定区域の見直しに取り組みます。

空家対策では、引き続き、空家活用支援事業補助及び特定空家等除去事業補助を活用しながら、総合的かつ計画的に空家対策を実施します。

上下水道課です。

水道事業では、3年計画で進めている八反田水管橋耐震補強工事が最終年度となります。また、三ノ宮配水池送配水管更新工事は、第4工区を繰越事業として実施します。

工業用水道事業では、七種川水管橋更新工事が2年目の最終年度となります。工期内の完了を目指し進めていきます。

下水道事業の汚水整備では、引き続き、農業集落排水の公共下水道への統合を進めます。令和8年度は田口地区での工事を予定しています。また、福崎浄化センターにおいて、ストックマネジメント計画に基づく、機械・電気設備の更新工事を実施します。

出納室です。

購入から20年が経過した町の大型バスをマイクロバスに更新し、安全・安心な運転管理の下、町の催しや学校行事等で活用します。

学校教育課です。

公立幼稚園では、新たに乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。

学校施設では、中学校 2 校の体育館に空調設備設置工事を実施し、令和 9 年度に計画している小学校 2 校の体育館空調設備工事の実設計業務を委託します。

中学校の休日部活動の地域展開について、地域人材による部活動指導員の配置及び地域展開の実証事業に取り組み、地域連携を進めます。

不登校支援員を継続して配置し、不登校児童生徒への対応を強化します。引き続き、学校教育指導員、学習支援員、生活支援員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を配置し、教育課題の解決に取り組みます。

地域と一体となって子どもたちを育む学校運営協議会（コミュニティスクール）の仕組みづくりにより、特色・魅力のある学校づくりに努めます。

給食共同調理センターでは、調理及び配送業務について令和 9 年度からの新たな委託業者を決定します。

社会教育課です。

第 47 回山桃忌は、エルデホールにおいて 8 月 2 日に開催します。今回から 1 日開催に変更し、第 1 部として「（仮称）播磨の民俗芸能披露」、第 2 部として「（仮称）柳田國男と現代」と題して式典、講演等を開催します。

これまで施設の開館時間に制約されていた公共施設の予約について、インターネットで予約が可能となる公共施設予約システムを導入します。

さて、今議会に提出いたします議案等につきましては、報告 1 件、議案 29 件の計 30 件です。

報告第 1 号は、（南大貫）宮の池改修工事に係る議会の委任による専決処分の報告で、事業量の減に伴い変更契約を締結したため、議会に報告するものです。

議案第 6 号、もちむぎのやかたの指定管理者の指定は、福崎町もちむぎのやかたの施設の指定管理者を定めることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 7 号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正は、公職選挙法施行令改正に準じ、公費負担に係る限度額を引き上げることについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 8 号、職員定数条例の一部改正は、先ほどの公費負担制度に伴う選挙事務量の増加等に対応するため選挙管理委員会事務局職員の定数を増やすことなどについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 9 号、公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例は、行政改革の推進に資するための公営企業管理者の廃止に伴い改正が必要となる 18 条例を一括して整備することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 10 号、特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正は、持続可能な行財政運営の確保に資するため、令和 8 年度の間、町長、副町長及び教育長の給与を減額することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 11 号、一般職の職員の給与に関する条例の一部改正は、人事院勧告に基づき、自動車等使用者に対する通勤手当額の引上げ等を行うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 12 号、環境保全基金条例を廃止する条例は、環境保全基金積立金全額を一般会計に繰り入れたため、基金条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 13 号、消防団条例の一部改正は、消防組織法に基づき、市町村の規則で定めなければならない事項を現行の条例から分離して消防団規則を制定するとともに、消防団員の一部の区分において年額報酬の改正を行うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第 14 号、長寿祝金支給条例の一部改正は、第 7 次行政改革の一環として、

77歳の方へのお祝い金の支給を廃止することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第15号、介護保険条例の一部改正は、制度改正等により給与所得控除引上げ分の範囲内で就労収入を増加させた場合の対応の追加について、議会の議決を求めるものです。

議案第16号、国民健康保険条例の一部改正は、国民健康保険の県内保険税の統一に向け給付水準を統一する必要があるため、精神・結核医療付加金を終了することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第17号、公営企業の設置等に関する条例の一部改正は、農業集落排水施設の公共下水道統合工事を進めるにあたり、公共下水道事業の計画排水人口を変更することについて、議会の議決を求めるものです。

議案第18号、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定、議案第19号、認定こども園設置条例の一部改正は、乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の令和8年度実施に伴う条例制定及び改正を行うことについて、議会の議決を求めるものです。

議案第20号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第7号）から議案第26号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）までの7議案は、令和7年度の各会計の補正予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第27号、令和8年度福崎町一般会計予算から議案第33号、令和8年度福崎町下水道事業会計予算までの7議案は、令和8年度の当初予算について、議会の議決を求めるものです。

議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定は、道路法の規定に基づき、各町道の廃止及び認定について、議会の議決を求めるものです。

以上、報告が1件、議案は条例が13件、予算は補正予算、当初予算合わせて14件、その他2件の計29件、合計30件となっています。

詳細説明は、公営企業管理者ほか、担当課長が行いますので、ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます、所信表明といたします。

議長 ただいま町長から上程議案に対する概要の説明が終わりました。

これから議案番号順に詳細なる説明を求めてまいります、関連する議案は複数で説明を求める場合もございますので、あらかじめご承知ください。

日程第4 報告第1号 議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事）

議長 日程第4、報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事）を議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

農林振興課長 報告第1号、議会の委任による専決処分の報告について（（南大貫）宮の池改修工事）についてご説明を申し上げます。

この報告は、地方自治法第180条第1項の規定及び、議会の権限に属する事項中、町長が専決処分することができる事項の規定により、令和7年12月17日に工事請負変更契約を締結した、（南大貫）宮の池改修工事について、専決処分により工事請負契約の変更を令和8年2月20日にしたため、地方自治法第180条第2項の規定により、報告するものであります。

変更の内容は、契約金額の変更で、変更前金額7,420万4,900円を129万8,000円減額し、変更後金額7,290万6,900円とするもの

で、事業量の減によるものでございます。

それでは、変更内容について申し上げます。

報告第1号説明資料をご覧ください。

資料の左側には宮の池の位置図と主な変更理由をお示ししております。

右側には、その主な3点の変更内容、位置図をお示ししております。

1点目は、交通誘導員の変更、20名の減でございます。これは、工事用車両の出入口に配置しておりました交通誘導員の実績による減となっております。請負金額にして約60万円の減額でございます。

2点目としましては、土質試験の回数変更による減であります。池の堤体部は、締め固めを行うことにより堤体部からの漏水を防ぐ必要があるわけですが、その締め固め具合などを確認するために実施しました密度試験、透水試験並びに含水量試験の実績に伴いまして減としております。請負金額にして、約100万円の減額となっております。

3点目は、水替え日数の変更によるもので、実績により日数を8日間追加しましたことにより、請負金額で約30万円の増額となっております。

その他、各工種におきましても、それぞれ精査を行ってございまして、総額では129万8,000円の減額となっております。

以上、報告第1号についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

日程第5 議案第6号 福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について

議 長 日程第5、議案第6号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

地域振興課長 失礼します。議案第6号、福崎町もちむぎのやかたの指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

もちむぎのやかたの指定管理者は、現在、株式会社もちむぎ食品センターを指定し、令和8年3月31日までの指定管理に係る協定を締結しています。

本議案につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5年間の指定管理者を指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするもので、引き続き、株式会社もちむぎ食品センターを指定管理者として指定しようとするものでございます。

指定管理者の選定にあたっては、厳正かつ公平に候補者の選定を進めるため、副町長を委員長とする指定管理者選定委員会を設置しまして、指定管理者の候補者について公募するか、または、公募によらず選定するかを決定します。公募によらず選定することとした場合は、提出された指定申請書を審査し評価を行い、指定管理者の候補者を決定しているところでございます。

もちむぎ食品センターにつきましては、もちむぎのやかたが開館した平成7年2月以降、本町との管理委託契約に基づき、もちむぎのやかたを管理運営しながら、会社としての事業活動を行ってまいりました。

平成18年4月からは、地方自治法の規定に基づき、指定管理者として、引き続き特産館もちむぎのやかたを拠点として事業展開しております。

また、本町の特産品である「もち麦：米澤モチ2号」を全量買い入れた上で、加工・販売・食事を商いとする平成2年に設立された第三セクターであり、もちむぎのやかたともちむぎ食品センターは、一体の関係にあります。

このようなことから、福崎町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第1項第1号に定められている、公募によらない指定管理者の候補者の選定等の選定基準に該当すると判断し、株式会社もちむぎ食品センターを候補者と選定いたしました。詳しくは7ページ、選定結果で申し上げます。

では、議案資料の1ページから6ページをお願いいたします。

1 2月22日付の食品センターからの指定申請書となります。

2 ページは事業計画書のががみと役員名簿、3 ページには管理運営に関する事業計画となります。

(1) 基本的事項の1、管理運営方針については、福崎町の特産品もちむぎ麵をはじめとする、もち麦商品とその他の農産物を原料とする食品の製造販売、そして本町の商業・農業の活性化と、都市住民との交流が促進できる特産館「もちむぎのやかた」を目指し、施設の円滑な運営及び施設・設備の適切な維持管理を行うとされています。

2の運営努力については、経費の削減に努め、効率的な運営・サービスを図り、利用者に喜ばれる施設となるよう努力します。

4、休館日は毎週月曜日、利用時間は9時から5時までとなります。

5、社員の配置については代表取締役を含め19名でございます。

4ページをお願いいたします。

1 1、管理に係る経費については、施設の管理に要する経費は、町からの指定管理料、年度ごと300万円のほか指定管理者が行う事業収入を充て運営を行います。

(2) 管理業務の2、飲食者への対応については、料理・飲物など質・量ともに満足を得られるものとし、レストラン利用者の要望に対応した料金・メニューの設定を行うとされています。

8、利用者を増やすための方策については、接客技術・レストランメニュー・商品の魅力向上に努めるとともに、辻川界限施設と連携を図り、憩いのステーションを目指します。また、SNS等による発信により町と一緒に利用者の拡大を図ります。

その他の項目につきましては、ご確認ください。

5ページをお願いいたします。

左面は第33期から37期の収支実績表で、37期は11月末時点の見込みとなります。この指定管理期間では、コロナ感染の影響と物価・エネルギー・人件費の高騰を受けた期間となりました。33期では、コロナの緊急事態宣言があり、飲食業界は大変厳しいものでございました。純売上高は過去最低の1億2,016万9,000円となりました。営業損益はマイナス853万3,000円でしたが、国の雇用調整助成金などを受け、経常損益は135万6,000円の黒字を確保することができました。そして長期借入金600万円の返済もありました。

34期はコロナの第7波、8波の発生とロシア・ウクライナ戦争が勃発したことなどから原材料・光熱費が上昇しました。国・県の支援金などを受けましたが経常損益はマイナス283万1,000円。35期は純売上高1億3,679万1,000円と増加しましたが、円安・原材料の高騰、そして急激な人件費の高騰などの影響を受け、営業損益はマイナス290万1,000円と収益を得ることができませんでした。36期はこのような経済情勢が続き、売上原価が増え、利益率を押し下げ、営業損益は最低額のマイナス1,106万5,000円でした。37期はレストラン価格を改定したものの、十分な価格転嫁

にまで至っていない状況が続いています。

右面は次期5年間の収支計画となります。純売上高は37期をベースに営業努力により年次ごとに65万程度の売上増を目指し業績の回復を図る計画を立てておりますが、仕入れや固定的経費などコスト上昇による売上原価の高騰を加味して、粗利益が下がり、営業損益は250万円程度の営業損失となる見込みでございます。そのため経常損益の黒字を確保し、もちむぎのやかたの効率安定的な維持管理ともちむぎ食品センターの持続的な運営を図るためには、各期ごとに300万円の指定管理料を投入し、町からの支援を受けながら経営を立て直していく収支計画となっております。

6ページをお願いいたします。

レストラン利用人数比較表です。4万人前後まで戻ってきております。もっともっと情報発信など、もちむぎの魅力を伝え、来館につながるよう努めます。

7ページをお願いいたします。

1月19日付、指定管理者選定委員会から町長への選定結果の具申です。

3、指定期間は令和8年4月1日から13年3月31日までの5年間。4、指定管理料は5年間で1,500万円。5、選定理由(1)条例選定基準ですが、もちむぎのやかたは、もち麦やその他農産物を原料とする食品の製造と販売をし、都市住民との交流を促進するとともに、地域農業の振興と町の活性化に寄与するための施設として設置されています。現在のもちむぎのやかたの指定管理者である食品センターは、もちむぎ麵を中心とするもち麦商品の開発・製造・販売を行い、もち麦の作付を通し、約35年間、地域農業の振興に大きく寄与してきた団体であり、これまでの経緯、実績等により公募することが適さない団体と判断されました。

8ページをお願いいたします。

(2)は先ほど述べておりますので省略します。

(3)次期指定期間の収支計画については、食品センターの現指定期間の収支実績は、1期当たり平均営業利益約マイナス600万円、経常利益約マイナス180万円でした。24期にNHK情報番組でもち麦が特集されてからは、売上げを大きく伸ばしてきましたが、29期以降は、もち麦の供給が全国的に過剰となり、売上げが減少しています。特に第32期からは、コロナの感染拡大のため売上げが大幅に減少し、35期からは全国的な物価高騰と人件費の上昇が経営に深刻なダメージを与え、厳しい運営状況となっております。次期指定期間の収支計画においては、経費の削減等に努め、効率的運営を図りつつ、5年間の実績と人件費の上昇、物価高騰を加味して、各年度ごとの指定管理料を300万円とする計画としており、持続可能な収支計画となっているものと判断されたものでございます。

右面は、1月21日付、町長からもちむぎ食品センターへの指定申請に対する審査結果の通知書となります。

9ページから13ページまでは、指定管理者の指定に係る協定書です。第3条の指定期間は令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間。第4条の指定管理料につきましては、年度ごとに300万円としています。その他の条文につきましては、前回の協定書と大きな変更点はありません。

12ページです。

第31条、この協定書は議会の議決をいただいた後、本協定となります。

以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願いいたします。

- 日程第 6 議案第 7 号 福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 8 号 福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 9 号 福崎町公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について
- 日程第 9 議案第 10 号 福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 11 号 福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第 6、議案第 7 号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程第 10、議案第 11 号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてまでの 5 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

総務課長 議案第 7 号、福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料 1 ページにより説明をさせていただきます。

なお、選挙運動公費負担制度とは、候補者の選挙運動に必要な経費の負担を軽減し、立候補の機会均等を図ることを目的に、選挙運動に伴う自動車の使用、ビラ・ポスターの作成に関する経費を条例で定められた限度額の範囲内で、公費で負担する制度となっております。

1、改正趣旨です。

公職選挙法施行令の改正により、最近における物価の高騰等を考慮し、選挙の円滑な執行を図るため、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に係る限度額が引き上げられたことに伴い、この改正内容に準じ、本条例における公費負担に係る限度額を改正するものです。

2、改正内容です。

福崎町議会議員及び福崎町長の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの作成経費に係る限度額を引き上げます。金額については中段少し上の表に記載のとおりで、選挙運動用ビラは第 8 条で現行の 7 円 73 銭を 8 円 38 銭に、選挙運動用ポスターは第 11 条の改正で現行の 5 円 41 銭を 5 円 86 銭にそれぞれ改正します。なお、金額は、いずれも 1 枚当たりの単価です。表の下の参考はそれぞれの枚数の制限で、その下の表は、単価に制限枚数を掛けた上限額をお示ししております。

3、施行期日等です。

この条例は公布の日から施行し、公布の日以後に告示される選挙から適用します。

議案第 7 号の説明は以上でございます。

続きまして、議案第 8 号、福崎町職員定数条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料 1 ページにより説明をさせていただきます。

1、改正の概要です。

令和 2 年の公職選挙法改正により、町における町長選挙や町議会議員選挙にも導入されました公費負担制度に伴い、町選挙管理委員会の事務量が増加してお

ります。また、国政や県政においても急な選挙事務が発生し、短期間での選挙執行準備が求められることも多くなっております。

それらを踏まえ、選挙管理委員会の事務部局の職員の定数を現在の3人から5人に改正し、選挙に関わる職員の労働環境の改善を行い、心身の健康を保ってまいります。

あわせて、公平委員会の事務部局の職員の定数を、実態に即し、現在の1人から3人に改正します。

2、改正内容です。

第2条第1項第3号では、選挙管理委員会の事務部局の職員の定数3人を5人に改めます。

第2条第1項第6号では、公平委員会の事務部局の職員の定数1人を3人に改めます。

なお、選挙管理委員会、公平委員会は共に兼務となりますので、今回の改正による町職員数の増減はございません。

3、施行期日です。令和8年4月1日から施行します。

議案第8号の説明は以上です。

続きまして、議案第9号、福崎町公営企業管理者の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料1ページにより説明をさせていただきます。

1、概要です。

平成29年12月議会において、上下水道事業管理者の設置のための条例を可決いただき、平成31年3月には、工業団地造成事業を加えるため、公営企業管理者に名称変更しました。管理者設置により、東部工業団地の造成など効率的に企業運営を進めることができました。また、町長が新たな行政需要を含めた一般行政分野に集中できる体制を整えることができました。

しかしながら、公営企業については、施設の老朽化による本格的な更新時期を迎え、さらなる設備投資が必要となる厳しい経営状況に対応し、今後も安定的に事業を継続するためには、行政改革の考え方の下、さらなる経営改善や合理化について検討しながら、経営基盤強化を図っていくことが必要なことから、公営企業管理者を廃止し、「公営企業管理者の権限を行う町長」とする等の見直しを行うものであります。

2、改正内容です。議案説明資料の2ページ以降に新旧対照表をおつけしていますので、併せてご覧ください。

第1条は、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部改正です。

まず、条例第3条第1項で、「法第7条ただし書の規定に基づき公営企業を通じて管理者1人を置き、その名称は、公営企業管理者（以下「管理者」という。）とする。」としている規定を「法第7条ただし書及び令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。」に改めます。

また、第2項は「管理者の権限」を「公営企業の管理者の権限を行う町長」に改めます。

第2条は、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部改正です。

条例第1条、特別職に属する常勤の職員から第4号の「公営企業管理者」を削除するとともに、第3条第4号の「公営企業管理者の給料月額」を削除します。

第3条は、福崎町特別職報酬等審議会条例の一部改正です。

条例第2条所掌事項中「、教育長及び公営企業管理者」を「及び教育長」に改

めます。

第4条は、福崎町分担金徴収条例の一部改正、第6条は、福崎町水道事業給水条例の一部改正、第7条は、福崎町工業用水道事業給水条例の一部改正、第8条は、福崎町下水道条例の一部改正、第9条は、福崎町都市計画下水道事業受益者負担金条例の一部改正、第10条は、福崎町公共下水道区域外流入受益者分担金条例の一部改正、第11条は、福崎町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正で、いずれも条文中「公営企業管理者（以下「管理者」という。）」を「公営企業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

第5条は、税外徴収金の延滞金徴収に関する条例の一部改正です。

条例第5条の2中、「公営企業管理者」を「公営企業管理者の権限を行う町長」に改めます。

第12条は、福崎町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正となりますが、条例第2条第3号中「、固定資産評価審査委員会の委員又は公営企業管理者」を「又は固定資産評価審査委員会の委員」に改めます。

第13条は、福崎町上下水道事業審議会条例の一部改正です。

条例第3条第2項中、「管理者」を「町長」に改めます。

第14条は、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正です。

条例第10条中、「管理者」を「公営企業管理者の権限を行う町長（以下「管理者」という。）」に改めます。

第15条は、福崎町情報公開条例の一部改正で、条例第2条第1号中、「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）」に改め、「、公営企業管理者」を削除します。

第16条は、福崎町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正で、条例第2条第2号中、「、地方公営企業法第7条の規定により置かれる公営企業の管理者」を削除します。

第17条は、福崎町個人情報保護法施行条例の一部改正で、条例第2条第2号中、「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）」に改め、「、固定資産評価審査委員会及び公営企業管理者」を「及び固定資産評価審査委員会」に改めます。

第18条は、福崎町議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正で、第12条第2項第3号中、「町長」を「町長（公営企業管理者の権限を行う町長を含む。）」に改め、「、公営企業管理者」を削除します。

3、施行期日です。令和8年4月1日から施行します。

議案第9号の説明は以上です。

続きまして、議案第10号、福崎町特別職に属する常勤の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料1ページにより説明させていただきます。

1、改正の概要です。

持続可能な行財政運営の確保に資するため、町の特別職（町長、副町長及び教育長）の3人に支給する給与について、今年度（令和7年度）に引き続いて、令和8年度もそれぞれ減額しようとするものです。

2、改正内容です。

1年前に加えさせていただいたうち、附則第5項から第7項までの3つの項をそれぞれ改正します。

附則第5項は、町長の給料月額83万円から24万9,000円控除した額、

つまり3割の減額とする期間を1年間延長し、令和9年3月31日までとします。以下、第6項は副町長について2割の減額、第7項は教育長について1.5割(15%)の減額とするものです。

3、施行期日です。令和8年4月1日から施行します。

議案第10号の説明は以上です。

続きまして、議案第11号、福崎町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明資料1ページにより説明させていただきます。

1、改正の概要です。

人事院勧告に基づき、自動車等使用者に対する通勤手当について見直すものです。あわせて、管理職員特別勤務手当の条文を整理します。

2、改正内容です。

通勤手当については、通勤手当額表(別表第3)の改正で、議案説明資料の3ページから4ページが新旧対照表になりますので、併せてご覧ください。

1ページで説明いたします。

①です。現行は「60キロメートル以上」が距離区分の一番上、上限となっていますが、「100キロメートル以上」を上限とする新たな距離区分(5キロメートル刻み)が新設されます。月額としての上限は6万6,400円になります。

②です。現行の距離区分につきましても、200円から7,100円までの幅で引上げになります。

管理職員特別勤務手当については、第25条の2の改正で、議案説明資料の2ページが新旧対照表になります。

1ページで説明いたします。

現行の条文が分かりにくい表現になっているため、文言整理を行うものでございます。内容は変わりません。

なお、米印ですが、本条文は規則委任がございますので、福崎町一般職の職員の給与に関する規則で定める管理職員特別勤務手当の額を参考におつけしております。

3、施行期日です。令和8年4月1日から施行します。

以上で5議案の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

議 長 会議をしばらく休憩いたします。

会議の再開を10時50分といたします。

◇

休憩 午前10時34分

再開 午前10時50分

◇

議 長 会議を再開いたします。

日程第11 議案第12号 福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について

日程第12 議案第13号 福崎町消防団条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第11、議案第12号、福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について及び日程第12、議案第13号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

住民生活課長 議案第12号、福崎町環境保全基金条例を廃止する条例について説明いたします。

福崎町環境保全基金条例は、環境の保全に関する町民の意識の高揚及び活動の促進に資することを目的に制定され、平成7年4月に施行されました。

基金の原資は、公社の改変に伴う出資金等の分配、返戻分です。詳しく申し上げますと、平成22年に公益財団法人ひょうご環境創造協会が統合した財団法人兵庫県環境クリエイトセンターが、前身の財団法人兵庫県環境事業公社発足時に、事業対象地域を県内全域に拡大したことから、それまで公社に参画していた関係各市町（阪神6市、西播磨2市10町）に対して、残余財産が分配されました。平成7年当時に福崎町が受けた分配金は2,500万円で、それを全額基金として積み立てたものです。

条例の第4条に、基金の用途として、公共の施設または設備の整備に係る経費に充てることができることと規定されており、現在、神崎郡3町で進めております新ごみ処理施設建設事業における令和8年度の当町負担額の一部に充当することとしております。

なお、取崩し額は、基金保有額2,500万円全額としており、基金残高がなくなるため、このたび条例を廃止するものです。

以上で、議案第12号の説明を終わります。

続きまして、議案第13号、福崎町消防団条例の一部を改正する条例について説明いたします。

現行の福崎町消防団条例は、昭和31年に制定され、今日まで運用してきました。しかし、上位法令である消防組立法では、消防団の組織に関することや消防団員の階級、また、訓練、礼式に関することは、市町村の規則で定めることと規定されております。

今回の改正は、これら規則で定めなければならない事項を現行の消防団条例から分離し、新たに消防団規則を制定することによるものです。

あわせて、消防団員の処遇改善を推進するため、一部の階級において団員の年額報酬を引き上げます。

具体的には、副分団長以下の報酬額を、現行の3万円から、令和3年4月の消防庁長官通知で示された標準額3万6,500円に引き上げます。また、副支部長の報酬額についても、業務の負荷や職責等を勘案し、現行の6万2,000円から6万9,000円に引き上げます。

なお、この団員報酬については、改正条例の第10条第1号で規定することとなります。

この条例は、令和8年4月1日から施行します。

議案第13号説明資料1ページから4ページに新旧対照表、5ページに新たに制定する福崎町消防団規則の案をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で議案第13号の説明を終わります。両議案ともご賛同賜りますようお願い申し上げます。

日程第13 議案第14号 福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について

日程第14 議案第15号 福崎町介護保険条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第13、議案第14号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例について及び日程第14、議案第15号、福崎町介護保険条例の一部を改正する

条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第14号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料1ページをお開きください。

本条例は、長寿高齢者の福祉の増進に寄与することを目的とし、福崎町に居住する77歳の方に対して1万円を、88歳の方に対しては2万円を支給する事業です。

令和7年3月議会に同様の改正案を提出いたしました。賛成少数で否決となりました。しかしながら、福崎町の厳しい財政状況を踏まえ、第7次行政改革大綱の検討事項として、再度見直しの俎上に上ったことから、今回改めて提案するものでございます。

改正内容は、77歳の方への1万円のお祝い金の支給を廃止するものです。ただし、行政改革調査特別委員会において多くの代替案のご意見をいただいたことを踏まえ、77歳の節目事業として、インフルエンザワクチン接種の自己負担を無料とする制度を新たに実施いたします。なお、この事業は条例には記載はしませんが、予算措置を講じて実施いたします。

お祝い事業から、より長く健康に暮らしていただくための健康予防事業へと転換する趣旨をご理解賜りますようお願いをいたします。

2ページの新旧対照表をご覧ください。

第2条での改正は、先ほど申し上げました77歳の方への支給の文言を削除するものです。第3条での改正は、77歳の方への支給額を削除します。第4条での改正は、支給日時を限定しているものを現状に合わせ改めるものでございます。

この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上、議案第14号、福崎町長寿祝金支給条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。

続きまして、議案第15号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明申し上げます。

議案資料1ページをお開きください。

1、改正理由です。

令和7年度税制改正において、物価上昇への対応及び就業調整への配慮の観点から、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円へ引き上げられ、これに伴い、住民税における給与収入ベースの非課税限度額が93万円から103万円へ引き上げられました。

介護保険の第1号被保険者保険料は、住民税の課税・非課税区分等を基準として保険料段階を決定していることから、今回の税制改正により、制度見直しを踏まえた範囲内で就労収入を増加させた結果、介護保険料の算定上、課税者（世帯）と判定され、保険料段階が上昇する被保険者が生じるおそれがあります。

このため、国は、令和7年度（令和6年分）に住民税非課税であった者が、給与所得控除引上げ分の範囲内で就労収入を増加させた場合については、介護保険法第142条に規定する「特別の理由」に該当するものとして、令和8年度の保険料算定に限り、住民税非課税者として判定される保険料段階まで減免できる取扱いを示しています。

福崎町においても、税制改正に起因する制度的影響を調整し、被保険者負担の急激な変動を緩和するため、令和8年度に限り、特例的な減免措置を講じる必要があります。

次に、2、改正手法及び内容です。

国の考え方は、1の改正理由で述べたとおりで、福崎町の対応ですが、本町の対応は国の考え方を踏まえ、福崎町介護保険条例第8条（保険料の減免）の規定に基づき対応する必要がありますが、現行条文は減免事由が限定列挙されており、今回のような制度改革に起因する事例を想定していません。

このため、制度改革等により被保険者の責に帰さない事由で意図せずに保険料が増額される場合に対応できるよう、減免規定に補充的な条文を追加する改正を行うものでございます。

2ページには新旧対照表をお示ししております。今回の改正内容につきましては附則で対応いたします。

この条例は令和8年4月1日から施行します。

以上、議案第15号、福崎町介護保険条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。両議案ともよろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願いをいたします。

日程第15 議案第16号 福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長 日程第15、議案第16号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第16号、福崎町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

説明資料の1ページをご覧ください。

概要です。

今回の改正は、福崎町国民健康保険条例第12条の規定に基づき現在実施している精神医療付加金と結核医療付加金制度を令和9年3月診療分で終了しようとするものです。

現行制度は、福崎町国保の被保険者が自立支援医療の精神通院医療を受けたとき、または結核等に係る医療を受けたときに、当該医療に係る自己負担金分を国保が追加負担し、自己負担がゼロになる制度となっています。この国保が追加負担する金額のことを、精神・結核医療付加金といいます。

当該医療に係る自己負担金は、通常健康保険に加えて公費負担が適用されますので、精神の場合は1割、結核の場合0.5割です。福崎町国保の場合は、国保が追加負担し、自己負担をゼロにしていますので、制度終了後はそれぞれ1割または0.5割の自己負担が発生します。

2番、制度の経緯の現在欄をご覧ください。

全国の国保においては、精神付加金は170市町村、結核付加金は204市町村のみで実施されている状況です。県内では、精神は6市町、結核は35市町です。

3番、給付実績は、福崎町の状況です。令和6年度は精神付加金が約251万円、146人、結核付加金が約2,000円、1人で、精神付加金の1人当たり年間平均額は1万7,207円です。

続いて右側の4番、兵庫県国民健康保険における方針です。大きく3つの方針により、県内では令和8年度末をもって終了することとされています。

1つ目が給付制度の統一です。令和9年度、遅くとも12年度までに、県内全市町が標準保険税率に移行し、税率の完全統一が達成されますが、各市町の給付

水準に濃淡があると、負担と給付の公平性が保たれないといった課題が生じます。そのため、税の統一と合わせ、給付制度も統一していく必要があります。

2つ目は統一の方向性です。精神は県内6市町のみで実施、結核は県内実施市町は35市町ですが利用実績が少なく、どちらも後期高齢者医療制度などほかの健康保険においては実施されていません。そのため、被保険者・保険者・制度間での公平性を図る観点から、終了する方向で統一します。

3つ目は統一の時期です。令和9年度から、市町が県に納める納付金の算定において完全相互扶助が開始されます。これにより、各市町が個別に実施している事業に対する公費・経費について、医療費と同様に、県内全市町で按分して持ち合う仕組みとなります。その開始時期に合わせ、令和8年度末に制度を終了する方向で統一します。

5番、今後の予定です。令和8年2月、福崎町国保運営協議会において、改正について諮問し、適当であると答申を受けました。この議会で議決をいただきましたら、4月から1年かけて、被保険者、医療機関等へ周知広報を実施します。また、8月に資格確認書の更新を行う際に、令和9年3月診療分をもって制度を終了することが分かるよう、記載の修正を行う予定としています。

施行期日は、令和9年4月1日からです。

2ページに新旧対照表をお示ししておりますのでご参照ください。

以上で、議案第16号の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますよう、よろしくお願い致します。

日程第16 議案第17号 福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

議長 日程第16、議案第17号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

公営企業管理者 失礼をいたします。

議案第17号、福崎町公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

現在、下水道事業においては、事業の効率化を図り、持続可能な汚水処理事業の運営を推進するために、農業集落排水6施設を順次、公共下水道への統合を進めているところでございます。

これに先立ちまして、令和6年度に福崎町公共下水道事業計画の全体計画を見直しておりますので、町条例との整合を図るべく改正をお願いするものです。

改正の内容は、第2条第4項第2号中、公共下水道事業の計画排水人口を、目標年次である令和27年度の人口推計値の1万7,572人に改めます。

条例の改正部分につきましては、資料1ページの新旧対照表にお示ししておりますので、ご参照ください。

なお、この条例は公布の日から施行いたします。

以上、議案第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第17 議案第18号 福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第18 議案第19号 福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について

議 長 日程第17、議案第18号、福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について及び日程第18、議案第19号、福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

学校教育課長 議案第18号、福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第19号、福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する条例について、2議案をご説明申し上げます。

まず、議案第18号、福崎町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてです。

議案第18号説明資料1ページ左側をご覧ください。

本条例は、こども誰でも通園制度の創設により、町から認可を受けた事業者が乳児等通園支援給付を受けるための運営基準を定めるもので、令和8年4月1日から特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が施行されることに伴い、本町においても特定乳児等通園支援事業の運営の基準を条例で定める必要があります。

昨年12月には、福崎町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定し、町が事業者を認可するための基準を定めました。

本条例は、これとは別に、事業者が運営上行うべき事項等に関し、町が事業者を確認するための基準を定めるものです。

条例の規定は、基準府令の規定に準じた内容となっています。

こども誰でも通園制度は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するとともに、子育て家庭に対する支援を強化することを目的としています。

事業の概要としましては、利用対象者は、生後6か月から満3歳未満で保育所等に通っていない子ども。利用時間は、月10時間までの利用可能枠の中で、時間単位で利用ができる。利用料は、国の標準額の1時間当たり300円程度を予定しています。

資料1ページ、右側から2ページにかけて、条例の逐条説明を記載しています。

条例の内容につきましては、第1章では、この条例の趣旨、特定乳児等通園支援事業者が支援を提供するにあたり、努めるべき一般原則を規定しています。

第2章では、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準について規定しており、第3条で利用定員について、運営に関する基準として、第4条では、支援を提供しようとするときは、事前の面接や重要事項の説明が必要であること、第5条では、正当な理由がなければ提供を拒否してはいけないこと、第7条・8条で、認定証の確認や申請に係る援助をすること、第9条では、子ども及びその保護者の心身等の状況の把握に努めること、第12条で事業者が受領できる費用、第13条で給付費について、第14条では、各事業所の保育指針に基づき適切な保育を提供すること、第16条では、保護者からの相談に応じること、第17条で緊急時の対応について規定しています。

また、第19条からは事業者が定める運営規程や職員体制の確保、利用定員、子どもに平等に接すること、虐待等の禁止、情報の取扱い、苦情があった場合の対応方法等についても規定しています。第31条で会計を区分すること、第32条で記録を整備することを規定しています。

第3章では、電磁的記録の使用について、規定しております。

附則として、この条例は令和8年4月1日から施行します。

続きまして、議案第19号、福崎町立認定こども園設置条例の一部を改正する

条例についてです。

議案第19号説明資料の1ページをご覧ください。

本条例は、令和8年4月1日から乳児等通園支援事業を実施するにあたり、その利用料に関する規定を追加するため、条例の一部改正を行うものです。

第4条、保育料については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第9条、教育及び保育の目標に規定する教育及び保育を行ったときに保育料を徴収するということを明文化するものです。

第5条、乳児等通園支援利用料において、第1項で、利用料を徴収することを定め、第2項で、利用料は規則で定めること、第3項で、原則当日に徴収すること、第4項で、町長が特に必要があると認めるときは減額または免除することができることとしております。

第6条を委任として繰り下げています。

本条例の委任規則としては、2つございます。

1つ目は、福崎町立認定こども園運営規則で、資料2ページの新旧対照表のとおり、引用条番号を整理する一部改正を行います。

2つ目は、新たに制定する福崎町立認定こども園における乳児等通園支援事業の実施に関する規則において、乳児等通園支援事業の実施に関し、必要な事項を定めることとしています。

資料3ページをご覧ください。

第3条で実施施設、第4条で対象乳幼児、第6条で利用定員、第7条で実施時間、第9条で利用可能時間、第10条で利用料を定めることとしています。

いずれも令和8年4月1日から施行します。

以上、議案第19号の説明とさせていただきます。2議案ともご審議の上、ご賛同賜りますようよろしくお願いいたします。

日程第19 議案第20号 令和7年度福崎町一般会計補正予算（第7号）について

議 長 日程第19、議案第20号、令和7年度福崎町一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼いたします。

議案第20号についてご説明いたします。

令和7年度一般会計補正予算（第7号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億6,390万円を減額し、補正後の予算総額を114億4,570万円とするものであります。

第1表、歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書にてご説明申し上げます。

まず、歳出から説明させていただきます。

事項別明細書の49、50ページをお開きください。

1項、議会費は、179万2,000円の減額補正としております。うち、議会議員費用弁償が130万円の減などとなっております。

次に、51ページから54ページにかけての1項、総務管理費は、9,832万1,000円の減額補正としております。

増額の主なものは、51、52ページの5目、財産管理費、減債基金積立金が2,122万3,000円の増額で、普通交付税の12月再算定により臨時財政対策債償還基金費が追加され、その分を減債基金に積み立てるものです。減額の

主なものは、同じく51、52ページの7目、地域振興費の24節、積立金、ふるさと応援基金積立金が2,200万円の減で、当初予算ではふるさと応援寄附金を1億5,000万円としておりましたが、実績見込みで1億3,000万円程度となるため減額するものです。議案資料1ページにはふるさと応援寄附金の見込額を記載しております。

8目、情報管理費の委託料、電算システム改修業務委託料（情報システム標準化）7,060万円の減額は、事業量の減少によるものです。

次に、55、56ページの3項、戸籍住民基本台帳費の6万6,000円の減額は、実績見込みによる減額と、戸籍等の振り仮名記録業務関連の電算システム改修業務委託料を400万円増額しています。これは全額令和8年度に繰り越します。

次に、57ページから60ページにかけての4項、選挙費1,003万2,000円の減額は、参議院議員通常選挙費と町議会議員選挙費の実績による減額となっています。

次に61、62ページの3目、国勢調査費18万円の増額は、実績見込みによる増減です。

次に、63、64ページの1項、社会福祉費66万9,000円の減額は、実績見込みによる減額と、増額が2目、障害福祉費の障害福祉サービス支援費給付が、利用者の増加などにより590万円の増、4目、老人福祉費の介護保険事業特別会計繰出金が、介護給付費の増加などにより783万4,000円の増となっています。

次に、65、66ページの2項、児童福祉費1,276万2,000円の増額は、児童手当費など実績見込みによる減額と、増加が、4目、認定こども園費の私立認定こども園施設型給付費負担金が給付単価の増加などにより1,224万4,000円の増、町外公立認定こども園施設型給付費負担金が入園者の増加により534万6,000円の増などとなっています。

次に、67、68ページの1項、保健衛生費の1,696万1,000円の増額の主なものは、実績見込みによる減額と、増額は1目、保健衛生総務費の出資金、水道事業会計出資金が2,340万円の増で、三ノ宮配水池送配水管更新工事（第4工区）のうち、水道管路耐震化事業に係る出資金となっています。これも全額令和8年度に繰り越します。

次に69、70ページの2項、清掃費1,776万7,000円の減額は、中播衛生施設事務組合負担金が事業費の減により132万8,000円の減、中播北部行政事務組合負担金が事業量の減により1,603万9,000円の減となっています。

減額の内容については、中播衛生施設事務組合及び中播北部行政事務組合の補正予算及び分担金の精算表を議案資料3ページから6ページにお示ししております。

次に、71、72ページの1項、農業費1億2,112万2,000円の増額は、実績見込みによる減額と、増額の主なものは、2目、農業総務費の下水道事業会計補助金（農集）1,780万円の増は、修繕費の増加と板坂処理場の公共下水道への統合に伴う除却資産の増加によるものです。

6目、農地費の補助金、中心経営体農地集積促進事業補助金8,178万円の増は、新規事業で、高岡福田地区ほ場整備完了後に担い手農地利用集積率を85%以上に増加させ、集約化した農地の80%以上を中心経営体へ集約させることを条件に、これまでほ場整備事業で負担してきた地元負担金の一部を高岡福田

地区土地改良区へ補助するものであります。財源は県補助金が町補助金の75%で6,133万5,000円を充当しております。

9目、ため池整備事業費の委託料、測量調査設計委託料2,100万円の増額は、これも新規事業で、東田原ため池群の県営ため池整備事業の採択に向けた測量調査設計を行うもので、全額繰り越して令和8年度当初予算1,400万円を含め3,500万円で測量調査設計を行います。財源は県補助金を10分の10充当しております。

次に、73、74ページの2項、林業費の189万9,000円の減額は、実績見込みによる減額と積立金、森林環境譲与税基金積立金145万1,000円の増額は、森林環境譲与税の増収による積立金の増です。

次に、75、76ページの1項、商工費949万円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、77、78ページの1項、道路橋梁費2億1,505万1,000円の減額は、事業の進捗など実績見込みによる減額と、新たな事業費が発生したことによる増額となっています。なお、補正後の道路新設改良費2億9,244万5,000円のうち1億4,070万円を令和8年度に繰り越します。

次に、79、80ページの3項、都市計画費323万4,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、81、82ページの4項、住宅費813万2,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、83、84ページの1項、消防費1億2,911万円の減額は、事業の進捗や実績見込みによるものです。なお、補正後の常備消防費14億3,560万4,000円のうち7億3,000万円は中播消防署本署建設事業として、令和8年度に繰り越します。2目、非常備消防費の公務災害補償費600万円の増額は、機能別消防団員が消防団活動参加中にけがをした治療費に対する補償を行うものです。財源は、雑入の消防団員等公務災害損害賠償金を10分の10充当しております。

次に、85、86ページの1項、教育総務費130万円の増額は、各種大会等参加費補助金の実績見込みにより115万円の増などとなっています。

次に、87、88ページの2項、小学校費321万3,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、89、90ページの3項、中学校費389万9,000円の減額は、実績見込みによるものです。

次に、91、92ページの4項、社会教育費の1,815万8,000円の減額は、実績見込みによる減額と、増額のうち3目、図書館費の図書購入費50万円の増額は、指定寄附により図書を追加で購入するものです。

次に、93、94ページの5項、保健体育費の260万8,000円の増額は、実績見込みによる減額と2目、給食運営費の燃料代等の増額となっています。

次に、95、96ページの1項、公債費の2目、利子、一時借入金利子200万円の増額は、金融機関への一時借入金の増加及び金利の上昇によるものです。

次に、歳入についてご説明いたします。

事項別明細書、1ページ、2ページをご覧ください。

1款、町税、1項、町民税の3,745万円の増額は、実績見込みにより、個人住民税所得割が2,700万円の増、法人均等割が300万円の減、法人税割が1,200万円の増などとなっています。

次のページをご覧ください。

2項、固定資産税は、560万円の増額としています。

実績見込みにより、土地が300万円の増、家屋が1,100万円の増、償却資産が530万円の減となっています。

次のページをご覧ください。

3項、軽自動車税の種別割は、実績見込みにより100万円の減としています。

次のページをご覧ください。

4項、町たばこ税は、実績見込みにより250万円の増としています。

次のページをご覧ください。

2款、地方譲与税、3項、森林環境譲与税は、実績見込みにより143万7,000円の増としています。

次のページをご覧ください。

11款の地方交付税は、当初算定及び12月再算定の結果、普通交付税が2億2,446万円の増額となっています。このうち、2,111万8,000円は減債基金に積立てを行います。

次に15、16ページをご覧ください。

13款、分担金及び負担金の2項、負担金は、実績見込みにより3,936万2,000円の減額としています。中播消防署建替事業負担金が4,331万9,000円の減などとなっています。

次に、21、22ページをご覧ください。

15款、国庫支出金、2項、国庫補助金は、事業費の増減などにより1億306万5,000円の減額としています。

次に、27、28ページをご覧ください。

16款、県支出金、2項、県補助金は、事業費の増減などにより6,855万6,000円の増額としております。

次のページをご覧ください。

3項、県委託金は、事業の増減により1,037万2,000円の減額としています。埋蔵文化財発掘調査委託金が1,127万2,000円の減となっています。

次に、35、36ページをご覧ください。

18款、寄附金は、763万7,000円の減額としています。ふるさと応援寄附金が1億3,000万円を見込み2,000万円の減、企業版ふるさと納税寄附金が1,000万円の増などとなっています。

次のページをご覧ください。

19款、繰入金は、3億4,071万1,000円の減額としています。

このうち、財政調整基金繰入金は当初予算で3億900万円の繰入れを見込んでおりましたが、3月補正では歳入の町税や普通地方交付税の増などにより皆減となり、補正後の財政調整基金、繰入金はゼロになりました。ふるさと応援基金繰入金は実績見込みにより2,957万円の減としています。補正後の繰入金は1億2,975万円となっています。なお、ふるさと応援基金繰入金の充当先については議案資料2ページに記載をしております。

次に、41、42ページをご覧ください。

20款、繰越金は、実績により6,140万1,000円の増額としています。

次に、45、46ページをお開きください。

21款、諸収入は、実績見込みにより8,153万2,000円の減額としています。このうちデジタル基盤改革支援補助金が情報システム標準化事業の事業量の減少により8,886万1,000円の減となっています。

次のページをご覧ください。

22款、町債は、1億7,750万円の減額としています。

事業費の増減による補正で、道路橋梁債が福崎駅田原線の事業量の減少などにより9,960万円の減、消防施設整備事業債が中播消防署建替事業の減額により8,820万円の減などとなっています。

以上が歳入歳出予算補正についての説明となります。

次は、議案の表紙にお戻りください。

第2条は、繰越明許費でございますが、議案4ページ、5ページの計12事業で合計11億4,801万円を翌年度へ繰り越す予定であります。繰越明許費の事業内容、繰越理由につきましては議案資料の8ページに記載のとおりであります。

次に、議案第3条、地方債の補正につきましては、歳出で増加した事業に対するもので、議案の6ページから12ページに記載のとおりとなっています。

利率、償還方法は、それぞれ記載のとおりであります。

なお、借入利率の限度額を今後の金利上昇に備え3.0%以内から4.0%以内に変更しています。

以上、議案第20号、令和7年度一般会計補正予算（第7号）の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第20 議案第21号 令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
について

日程第21 議案第22号 令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
について

議長 日程第20、議案第21号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について及び日程第21、議案第22号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第21号、令和7年度福崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ217万6,000円を減額し、補正後の予算額を、それぞれ17億4,006万円とするものです。

議案第21号資料の4ページをお願いします。

保険給付費月別状況です。診療月ごとの数値のうち、グレー部分は推計値、その以前の月については実績値となっております。

左から2列目の欄、年間異動状況の被保険者数は4月3,038人、12月は2,940人で98人減少しています。

その右の列で、歳出の大部分を占める療養給付費は、12月診療分から2月診療分につきましては、1人当たりの療養給付費の伸び率を直近3年間の対前年度伸び率の推移から3.9%と見込んで算出しております。

療養給付費の見込みは10億637万2,000円で、補正は予定しておりません。

1列飛んで右の列、高額介護・医療合算療養費は、実績見込みにより補正後予算額36万円で、当初予算額29万円に7万円を増額します。

資料 2 ページをお願いします。

歳出の勘定表です。3月補正額の列をご覧ください。

まず総務費ですが、国保システム標準化業務委託料として予定していた1,173万円を全額減額します。役場内の基幹業務システムの標準化作業が遅れているため、国保分の標準化作業を実施できなかったことによるものです。

次に保険給付費ですが、給付の状況については先ほど報告させていただいたとおりで、高額介護・高額医療合算療養費7万円の増額を見込んでいます。

表の下から5行目、基金積立金は、現時点での剰余金見込額として900万円増額します。年度内に基金に積み立て、来年度の保険税負担の軽減に活用する方向で検討しています。

その2行下、その他支出金は、保険税の過誤納還付金等の実績見込みによる増額によるものです。

歳出合計は、補正後、17億4,006万円で、対前年度決算比2.6%減、当初予算比0.5%増を見込んでいます。

資料 1 ページをお願いします。

歳入では、保険税につきましては、現年度分、滞納繰越分とも増額の見込みで、全体として1,190万円増額の見込みです。

徴収率は現年度医療分で94.6%、介護分で91.7%を見込んでいます。

県支出金につきましては、普通交付金は保険給付費に対する兵庫県からの交付金で、先ほど説明させていただいた高額介護・高額医療合算療養費の増により、7万円の増額見込みです。特別交付金は、実績見込みによる特別調整交付金655万円の減額などで、県支出金合計で121万4,000円の減額見込みです。

繰入金につきましては、表の下から5行目の基金繰入金で、国保システム標準化の委託料として取崩しを予定していましたが、国保分の作業を実施しなかったことにより、1,173万円の減額見込みです。

歳入合計は補正後、17億4,006万円で、対前年度決算比4.4%減、当初予算比0.5%増の見込みです。

議案書に戻っていただき、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の13、14ページをお願いします。

総務管理費は、国保システム標準化業務委託料1,173万円の減額です。

15、16ページをお願いします。

高額療養費は、実績見込みにより7万円増額するものです。

17、18ページをお願いします。

傷病手当金につきましては、新型コロナウイルスに感染し、仕事ができなかった期間の給与等を補填するものでしたが、申請がなく、申請期限の2年を過ぎたため、減額します。

23、24ページをお願いします。

基金積立金については、現時点での剰余金の見込額として、900万円の増額です。

25、26ページをお願いします。

償還金及び還付加算金については、国保税過誤納還付金50万円の増額、現年度の保険給付費等交付金償還金9,000円の減額です。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入1、2ページをお願いします。

保険税は現年度、過年度合わせて合計1,190万円の増額となります。

3、4ページをお願いします。

社会保障・税番号制度システム整備費補助金は、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う周知広報等事業に対する国庫補助金で、1万3,000円増額します。

5、6ページをお願いします。

保険給付費等交付金は、先ほど申し上げた高額介護・高額医療合算療養費の増により、普通交付金は7万円の増額、特別交付金はそれぞれ実績見込みにより128万4,000円を減額します。

7、8ページをお願いします。

一般会計繰入金114万2,000円の減額は、交付決定により保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）は245万7,000円の減額、保険者支援分は265万円の増額、未就学児均等割保険税繰入金は2万9,000円の増額、産前産後保険税繰入金は8万6,000円の増額、職員給与等繰入金は132万円の増額、財政安定化支援事業繰入金は19万9,000円の増額、その他一般会計繰入金は、地方単独波及分の減などにより58万4,000円を減額をしております。

9、10ページをお願いします。

財政調整基金繰入金は、国保システム標準化委託料の減により1,173万円を減額します。

11、12ページをお願いします。

雑入は、不当利得による徴収分を3,000円減額するものです。

以上で、議案第21号の説明を終わります。

続きまして、議案第22号、令和7年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ976万1,000円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ3億7,394万7,000円とするものです。

補正の内容は、保険料の実績見込みによる増額等です。

詳細につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書、歳出5、6ページをお願いします。

広域連合納付金976万1,000円の増額は、保険料納付金1,160万円の増額と、保険基盤安定納付金183万9,000円の減額によるものです。

次に、歳入の説明を申し上げます。

歳入1、2ページをお願いします。

保険料1,160万円の増額は、現年度分の増額で、現年度の収納率は99.59%を見込んでいます。

3、4ページをお願いします。

一般会計繰入金183万9,000円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定によるものです。

議案資料に勘定表をお示ししておりますので、併せてご参照ください。

以上で、議案第22号の説明を終わります。2議案ともご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いします。

日程第22 議案第23号 令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

議 長 日程第22、議案第23号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福祉課長 議案第23号、令和7年度福崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,784万円を追加し、補正後の予算額を、それぞれ19億6,290万円とするものです。議案第23号資料1ページから3ページにお示しをしておりますのでご参照ください。

まず、議案資料3ページをお開き願います。

まずは、介護保険事業の状況についてご説明を申し上げます。

左上の表ですが、65歳以上の人口推移は令和7年3月末は5,512人、12月末では5,530人となりました。18人の増でございます。その右側75歳以上の人口で見ますと、令和7年3月末は3,218人、12月末では3,288人となっていて70人の増でございます。75歳以上の方の人数が増えていることが分かります。

次に、その下の表ですが、令和7年12月末の福崎町の高齢化率は30.1%となっています。

次に、その下側の表、2番の要介護認定者数は第1号被保険者では令和7年3月末1,063人、12月末1,048人で15人の減となりました。

次に、右側中段の表ですが、令和6年4月からの月別の被保険者等の人数の推移でございます。

右側から4列目、要介護認定者の人数はほぼ横ばいから若干減少傾向でございますが、介護サービスを利用する方の数は、その右側、居宅サービス利用者数、施設サービス利用者数、地域密着型サービス利用者数とも、その人数は緩やかですが上昇し続けていることが分かります。

今回の歳出の補正は、要支援、要介護の方の増加による介護サービス利用増による給付費の増額が主なものになります。

それでは議案書の事項別明細書でご説明をいたします。

議案書歳出の17、18ページをお開き願います。

17、18ページ、1目、認定調査費68万5,000円の減額は、主治医意見書作成件数の実績見込みなどによるものでございます。

次に、19、20ページをお開き願います。

1目、介護サービス給付費等諸費7,700万円の増額は、介護サービス利用増による給付費の増額でございます。

21、22ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費600万円の減額は、18節、負担金については、実績見込みによる減額でございます。

2目、介護予防ケアマネジメント事業費150万円の減額は、12節、委託料の減額で、要支援の方のプラン作成の件数の減によるものでございます。

次に、23から24ページをお開き願います。

1目、一般介護予防事業費は、財源内訳の変更でございます。

次に、25から26ページをお開き願います。

4目、任意事業費130万円の減額は、実績による成年後見人報酬金と、認知症高齢者等やすらぎ支援事業委託料の減額でございます。

6目、生活支援体制整備事業費21万1,000円の増額と、8目、地域ケア会議推進事業費11万4,000円の増額は、地域包括支援センター職員のうち社会福祉協議会からの出向職員分の人件費補正となります。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入 1、2 ページをお開き願います。

1、2 ページ、国庫支出金の 1 目、介護給付費負担金から 9 ページから 10 ページまでの県支出金までは、歳出でご説明をいたしました給付費の増額と、地域支援事業の補正による、国、県、支払基金交付金それぞれの負担割合による金額の補正となります。

11、12 ページの一般会計繰入金の 783 万 4,000 円の増額は、こちらでも給付費の増額と地域支援事業費の補正に伴う、町負担分の負担割合による金額の補正となります。

13、14 ページの繰入金の 1 目、介護保険財政調整基金繰入金 1,616 万円の増額は、主に給付費の増額に充当するものでございます。

15、16 ページの諸収入、2 目、雑入 3 万 5,000 円の減額は、介護予防教室の利用者負担金の減額で実績見込みによるものでございます。

議案資料 1 ページから 2 ページには勘定表を、4 ページには令和 7 年度月別の介護給付費の実績表を添付しておりますので後ほどご参照ください。

以上で、議案第 23 号の説明を終わります。ご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いをいたします。

- 日程第 23 議案第 24 号 令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
日程第 24 議案第 25 号 令和 7 年度福崎町工業用水道事業会計補正予算（第 3 号）について
日程第 25 議案第 26 号 令和 7 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

議 長 日程第 23、議案第 24 号、令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）についてから、日程第 25、議案第 26 号、令和 7 年度福崎町下水道事業会計補正予算（第 2 号）についてまでの 3 議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼をいたします。

3 企業会計の令和 7 年度補正予算につきまして、一括してご説明申し上げます。まず、議案第 24 号、令和 7 年度福崎町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、国に要望していた国庫補助金の内示が新たにあったため、これを財源とした建設改良費の増額と、その他の財源として見込む企業債や出資金などについて、補正をお願いするものでございます。

補正予算の第 2 条は、予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額で、収入を 1,266 万 5,000 円増額し、4 億 3,596 万 5,000 円とします。

第 3 条は、予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額です。

予算第 4 条本文括弧書き中、不足する額を 4 億 2,470 万 2,000 円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 4,002 万 3,000 円、過年度分損益勘定留保資金 2 億 8,467 万 9,000 円及び建設改良積立金取崩額 1 億円に改めます。

そして、下段の表、資本的収入を 7,739 万 8,000 円増額し、8,809 万 8,000 円に、資本的支出を 1 億 7,000 万円増額し、5 億 1,280 万円とします。

次のページ、第4条は、予算第6条に定めた企業債の補正です。

水道事業債の限度額を2,330万円と定め、起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれ記載しているとおりでございます。

それでは補正内容について、ご説明申し上げます。

補正予算に関する説明書、水補1ページ、2ページに実施計画を添付しておりますが、説明につきましては、議案第24号資料をご覧ください。

まず、2ページ、資本的収入及び支出の支出から説明いたします。

下段の支出です。

建設改良費1億7,000万円の増額は、このたび国の補正予算により、追加で国庫補助金の内示を受けたため、令和8年度に予定しておりました三ノ宮配水池送配水管更新工事(第4工区)の工事費を前倒しで予算計上いたします。実際の工事は令和8年度に実施いたしますので、未契約工事として次年度へ繰り越しする予定でございます。工事予定箇所につきましては、次の3ページ、赤い点線の区間約580メートルとなりますので、ご参照ください。

2ページ上段の表、収入では、その財源としまして、先ほど説明いたしました国庫補助金3,069万8,000円を計上、その下、企業債を2,330万円借り入れ、出資金では、総務省からの繰出基準に基づき、一般会計からの出資金を2,340万円受け入れます。

次に、資料1ページにお戻りください。

収益的収入及び支出の収入です。

水道事業収益の営業外収益、消費税還付金1,266万5,000円の増額は、先ほど説明いたしました建設改良費の増額により、還付される消費税が増加することによるものでございます。

次に、議案にお戻りください。

その他説明書としまして、水補3ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、5ページから7ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、お目通しください。

以上、議案第24号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第25号、令和7年度福崎町工業用水道事業会計補正予算(第3号)について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

この補正予算は、予定していた企業債6,600万円の借入れを行わなかったため、補正をお願いするものであります。

補正予算の第2条は、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額で、予算第4条本文括弧書き中、不足する額を1億180万円に改め、その補填額については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額847万3,000円、過年度分損益勘定留保資金3,259万5,000円、当年度分損益勘定留保資金863万6,000円、建設改良積立金取崩額2,409万8,000円及び未処分利益剰余金2,799万8,000円に改めます。

そして、下段の表、資本的収入を6,600万円減額し、2,180万円といたします。

それでは補正内容についてご説明申し上げます。

説明につきましては、議案第25号資料をご覧ください。

資本的収入及び支出の収入です。

企業債6,600万円の減額は、七種川水管橋更新事業に対応する国庫補助金が令和6年度の国の補正で措置されたため、令和7年度に借入れを行うために

は、令和6年度中に起債協議を行う必要が生じました。しかしながら採択決定からの時間がなく、協議が調わなかったため、借入れができなかったことによるものでございます。

これに代わる起債の借入れにつきましては、令和8年度で予定していた借入額を増額し、当初予算にて計上をしております。

次に議案にお戻りください。その他説明書としまして、工水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書を、3ページから5ページには予定貸借対照表をお示ししておりますので、お目通しをください。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第26号、令和7年度福崎町下水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

この補正予算は、除却資産が想定より多くあったことなどによる営業費用の増額と、これに伴う一般会計からの補助金や長期前受金戻入の増額、また、企業債借入利率の補正をお願いするものでございます。

補正予算第2条は、収益的収入及び支出の予定額で、収入、下水道事業収益を2,111万5,000円増額し、10億1,468万円に、支出、下水道事業費用を1,776万3,000円増額し、10億596万5,000円とします。

第3条は、企業債の補正で、昨今の金利上昇により借入利率の限度を3%以内から4%以内に引き上げるものでございます。

説明につきましては、議案第26号資料でご説明申し上げますので、お聞きください。

収益的収入及び支出です。

この資料は、各目・節ごとの補正予定額と、その右には、公共、農集、個別のセグメントごとの内訳をお示ししております。

下段の支出から説明をいたします。

営業費用の処理場費では、農業集落排水の処理場において、汚泥ポンプなどが故障し、その修繕に要する費用が増えたことで修繕費を100万円増額。これにより、最下段の消費税納付額が9万円減少。資産減耗費では、板坂地区の農集処理場統合工事において、当初の見積りから除却資産が大きく増えたことで、固定資産除却費を1,685万3,000円増額いたします。

上段の収入では、営業外収益の他会計補助金を1,780万円増額。これは先ほどの支出が増えたことによる一般会計からの繰入金が増でございます。また、長期前受金戻入は、支出で説明いたしました固定資産の除却費に見合う長期前受金で、331万5,000円を増額いたします。

議案にお戻りください。その他説明書として、下水補2ページには予定キャッシュ・フロー計算書、下水補3ページから5ページには、令和7年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、ご参照ください。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜り、ご賛同いただきますようお願いを申し上げます。

議 長 ここで、会議をしばらく休憩いたします。
会議の再開を13時といたします。

◇

休憩 午後 0時05分

再開 午後 1時00分



議 長 会議を再開いたします。

日程第26 議案第27号 令和8年度福崎町一般会計予算について

議 長 日程第26、議案第27号、令和8年度福崎町一般会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

企画財政課長 失礼をいたします。

議案第27号、令和8年度一般会計予算についてご説明申し上げます。

当初予算の議案に係る説明書としまして、別冊の一番上に、予算の概要等の24ページまでの資料と各会計の事項別明細書、給与費明細書、地方債に関する調書などを取りまとめ、予算に関する説明書としております。

また、議案資料についても審議の参考としてください。

それでは、議案の表紙をご覧ください。

第1条は、歳入歳出予算であります。総額を117億100万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表で、1ページ、2ページの歳入、3ページ、4ページの歳出のとおりとしております。

まず、予算の概要説明をさせていただきますので、予算に関する説明書の上に別紙として添付しております、予算に関する概要書の3ページをご覧ください。

一般会計の予算総額は117億100万円で、事業の増加などにより令和7年度当初予算に比べ3億8,400万円、前年度比3.4%の増としております。概要書の5ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

一般会計の歳入内訳であります。1款、町税は33億5,784万1,000円で、対前年度比5,620万円、1.7%の増収と見込んでいます。

内訳としましては、町民税は、実績見込み・伸び率などを考慮し推計を行った結果、個人が3,160万円増の9億7,560万円、法人は1,100万円増の2億3,920万円を見込んでいます。固定資産税は、1,560万円増の19億1,810万円を見込んでおり、増額の内訳としましては、家屋は新増築などにより3,300万円の増収、償却は企業アンケートの伸びなどを勘案し1,790万円の減収を見込んでいます。

軽自動車税は環境性能割の廃止により500万円減の7,420万円、町たばこ税は令和7年度実績見込みにより300万円増の1億5,000万円を見込んでいます。議案資料7ページには税目ごとの税額の前年度比較、増減理由を記載しております。

2款、地方譲与税から8款、ゴルフ場利用税交付金までの譲与税・交付金は、国・県の伸び率・令和7年度見込額を参考に算出しており、主な増減は、7款、地方消費税交付金が2,870万円増の5億8,750万円、21款の下になりますが、令和7年度9款として予算計上しておりました環境性能割交付金が自動車・軽自動車環境性能割廃止により2,030万円の皆減となっております。9款、地方特例交付金は、先ほど説明いたしました環境性能割廃止による自動車税・軽自動車税減収補填特例交付金、ガソリン税暫定税率廃止による地方揮発油税減収補填特例交付金の追加などにより1,230万円増の4,790万円となっております。10款、地方交付税の普通地方交付税につきましては、基

準財政収入額では、法人税割、地方消費税交付金、固定資産税、減収補填特例交付金の増収、地方揮発油譲与税、環境性能割交付金の減収などを見込み、基準財政需要額では個別算定経費・包括算定経費とも国が推計した伸び率を基に算定した結果、対前年度予算比較で、普通交付税が4,000万円増の17億円、特別交付税は実績見込みにより6,000万円増の1億9,000万円、地方交付税総額は1億円増の18億9,000万円としております。

事業量に伴い、14款、国庫支出金は、8,048万2,000円減の11億982万8,000円、15款、県支出金は、1億4,153万2,000円増の7億2,261万3,000円、17款、寄附金は、1,200万円増の1億7,015万円、このうち、ふるさと応援寄附金は1,000万円増の1億6,000万円を見込んでいます。20款、諸収入は、2億9,231万8,000円減の1億9,795万2,000円、21款、町債は事業の増加により4億8,710万円増の20億2,310万円を見込んでいます。

歳入・歳出見積りの結果、18款、繰入金の1行下の財政調整基金繰入金是一般財源が不足する額1億7,400万円を財政調整基金から繰り入れる予算編成としています。町税や譲与税・交付金、地方交付税の増収などによる歳入一般財源の増、行政改革や財源の確保による歳出一般財源の抑制により、財政調整基金繰入金は令和7年度予算から1億3,500万円減少いたしました。

概要書の7ページをお開きください。

歳出の主な増減についてご説明いたします。

2款、総務費2億6,041万4,000円の減額は、一般管理人件費が2,400万円の増、ふるさと応援寄附金事業が1,600万円の増、情報システム標準化事業が2億5,000万円の減、定額減税補足給付金事業が6,700万円の減などとなっています。

3款、民生費1億8,152万8,000円の増額は、障害福祉費が7,700万円の増、介護・後期繰出金が3,500万円の増、認定こども園費が5,100万円の増などとなっています。

4款、衛生費の6億5,478万7,000円の増額は、中播北部行政事務組合負担金が6億7,000万円の増、くれさか環境事務組合負担金が2,800万円の減などとなっています。

7款、土木費2億982万3,000円の減額は、道路維持改修事業が5,000万円の減、道路新設改良費が1億2,400万円の減、下水道事業会計繰出事業（公共）が3,200万円の減などとなっています。

8款、消防費の1億3,386万3,000円の減額は、常備消防費の消防事務委託事業が9,300万円の減、中播消防署建替事業が3,900万円の減などとなっています。

9款、教育費の1億3,693万2,000円の増額は、中学校体育館空調整備事業が1億9,300万円の増、エルデホール管理事業が4,000万円の減などとなっています。

8ページから12ページにかけては、歳出の目的別・性質別内訳と5年間の推移、地方債残高と基金残高の10年間の推移をそれぞれ記載しておりますので後ほどお目通しください。

次に、一般職員の人件費について、総括的にご説明申し上げます。

議案資料の1ページをご覧ください。

こちらは全会計の給与費明細書になります。

左の上段の表になりますが、職員数は、再任用職員8人、正規職員・会計年度

任用職員・臨時職員の合計が629人の合計637人であります。人件費の総額は、表の右端になりますが、20億3,805万1,000円で、前年度から約9,300万円の増となっています。

報酬・給料・職員手当の増減額やその内容については下段の表に記載のとおりとなっています。なお、一般会計における職員人件費総額は、19億2,030万円で、令和7年度当初予算比較で約8,100万円の増となっています。一般会計における人件費の主な増減内訳は、一般職員給が人勧、会計間の異動等により3,500万円の増、会計年度任用職員報酬が時給単価の引上げ及び人員増により2,200万円の増、通勤手当が制度の見直しにより1,400万円の減、期末・勤勉手当が人勧、昇給などにより3,100万円の増、共済費が1,700万円の増などとなっています。

続きまして、予算に関する説明書の上に別紙として添付しております予算に関する概要書13ページから22ページに記載しております令和8年度予算主要事業で、大きく予算額が増減する事業や新規事業について説明させていただきます。

それでは、予算に関する概要書の13ページをご覧ください。

「1ともに進める持続可能なまちづくり」の上段の表「多様な主体との協働の推進」、2款1項7目、地域振興費の地域活性化事業では、イベント実施業務委託料735万円で、例年の事業に加え、「新」のところ、町制施行70周年を記念して、妖怪ベンチ大集合などを開催いたします。議案資料5ページには地域活性化事業の事業費と財源の一覧を記載しております。

先ほどの説明の3行下の「新」のところ、2款1項14目、町制施行70周年記念事業費では、町制施行70周年記念式典などを開催いたします。

次に、中段の表「効率的な行財政運営の推進」の1行目、2款1項1目、一般管理費の「新」のところ、事業費198万円で福崎町公式LINEを導入いたします。

2款1項5目、財産管理費の「新」のところ、庁舎電話機更新180万円は、庁舎内電話交換設備・電話機器を更新し、ダイヤルイン等を導入いたします。

2款1項5目、財産管理費の「新」の2つ目、集中管理用庁用車購入事業の自動車購入費1,420万円は、老朽化している大型バスを29人乗りのマイクロバスに更新いたします。

次に、表の中ほど、2款2項2目、賦課徴収一般事務費の「新」のところ、口座振替受付システム導入221万円は、町税、保険料の口座振替利用率、収納率向上のため、税務課窓口に口座振替受付サービスを導入いたします。議案資料8ページに事業概要を記載しております。

下段の表の一番下「環境保全の推進」4款1項4目、環境衛生費の「新」のところ、住宅用太陽光発電設備導入補助290万円は、家庭用太陽光発電設備と蓄電池をセットで新規設置される方に補助金を支給します。

次に、14ページをご覧ください。

上段の表「環境保全の推進」4款2項2目、ごみ処理事業の「行」のところ、中播北部行政事務組合負担金10億3,078万7,000円は、主に神崎郡ごみ処理施設建設事業の分担金で、令和10年4月供用開始に向け、施設建設工事を進めます。議案資料の17ページから19ページにかけては中播北部行政事務組合の当初予算・各町分担金・神崎郡ごみ処理施設配置図を記載しております。

中段の表「2学びを充実し文化を育むまちづくり」「魅力ある学校づくり」の

中ほど9款3項1目、学校管理費の「新」のところ、中学校部活動地域展開事業300万円は、部活動の地域展開に向けた実証事業を実施します。

先ほどの説明の下になります。9款5項2目、給食運営費の学校給食センター管理・給食事業、学校給食費支援1億377万8,000円は、国・県の交付金を活用し、中学生の給食費無償化を継続して実施するとともに、小学生の給食費無償化を新たに実施します。また、物価高騰分の給食材料代についても引き続き町が負担します。

次に、15ページをご覧ください。

「地域と連携した教育」の9款4項1目、社会教育総務費の「新」のところ、公共施設予約システム導入454万4,000円は、町有施設の予約がインターネット上でできる公共施設予約システムを導入いたします。議案資料39ページに事業概要を記載しております。

次に、16ページをご覧ください。

「3誰もが健やかに暮らせるまちづくり」、「子育て支援の充実」の3款2項1目、児童福祉総務費、こども家庭センターの運営の「新」の2つ目、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）75万4,000円は、おおむね中学生までの子どもの預かりについて、援助を受けたい人と援助を行いたい人との相互援助活動に関する連絡、調整を行うファミリーサポートセンター事業を実施いたします。

次に、17ページをご覧ください。

上段の表、「健康づくりの推進」4款1項2目、予防費の予防接種事業の「新」のところ、妊婦RSウイルス予防接種助成263万円は、新生児・乳児の肺炎などの重症化を防ぐ、妊婦RSウイルス予防接種を妊娠28週から36週の妊婦を対象に実施します。また、77歳長寿祝金廃止の代替措置として、高齢者のインフルエンザ予防接種について77歳の自己負担を無料といたします。

次は、19ページをご覧ください。

「4地域の特性をいかした活力と魅力のあるまちづくり」、「農林業の振興」の中ほど5款1項6目、農地費の「新」のところ、土地改良施設維持管理適正化事業165万円は、南田原水路の水門と新町水路の改修事業に取り組みます。

次に、20ページをご覧ください。

2段目の表「交流と観光の振興」6款1項2目、商工業振興費の観光振興事業では、町制70周年記念事業として、妖怪キャラクター絵コンテストを実施いたします。また、ガジロウ着ぐるみの更新も行います。議案資料30ページには観光振興事業の主要事業の事業費と財源等の一覧を記載しております。

次に、「5誰もが安全で快適に暮らせるまちづくり」、「道路整備と公共交通の充実」7款1項1目、道路橋梁総務費、道路維持管理事業の「新」のところ、自動車購入580万円は、老朽化している道路管理用2トンダンプの更新を行います。

同じ表の「継」のところ、道路新設改良事業（社会資本整備総合交付金事業）の3億6,000万円は、福崎駅へのアクセス強化を図るため、町道福崎駅田原線の新設及び町道千束新町線の改良事業を引き続き実施いたします。議案資料31、32ページにはまちづくり課の主要事業の概要及び位置図を記載しております。

次に、21ページをご覧ください。

一番下の表「消防・救急体制の充実」、8款1項1目、常備消防費の「継」のところ、中播消防署建替事業11億3,100万円は、姫路市中播消防署本署

建設工事に取り組みます。議案資料34から38ページには中播消防署建設事業の配置図、建物の平面図等を記載しております。

同じ表の一番下、8款1項4目、防災対策費の「新」のところ、感震ブレーカー設置助成金100万円は、密集市街地に居住する人を対象に、地震発生時に自動でブレーカーが落ちる「感震ブレーカー」の設置費に対して5万円を上限に助成をいたします。

次に、22ページをご覧ください。

同じく「消防・救急体制の充実」の下のほう、9款2項1目、小学校管理費・9款3項1目、中学校管理費の「継」のところ、学校体育館空調設備整備事業2億740万円は、中学校2校の体育館空調設備設置工事及び小学校2校の体育館空調設備工事の実施設計を行います。議案資料40ページには中学校体育館空調設備設置事業の概要を記載しております。

歳入歳出についての説明は以上となります。

次は議案にお戻りください。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額については第2表に計上しています。

議案の5ページをご覧ください。

一般廃棄物収集運搬業務委託事業が令和9年度で限度額8,000万円、もちむぎのやかた管理事業がもちむぎのやかたの指定管理に係るもので、令和9年度から令和12年度までの限度額を1,200万円としております。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債については、第3表で、議案の6ページから8ページにそれぞれの目的ごとに限度額を計上しております。起債の方法、利率、償還の方法は、それぞれに記載のとおりとしております。なお、今後の金利上昇に備え、借入利率の限度額を3.0%以内から4.0%以内に引き上げています。

次に、議案第4条であります。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額を30億円としております。

第5条は、歳出予算の流用であります。第1表に定めた各項の予算について地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、流用できる場合として、各項に計上した報酬、給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足が生じた場合、同一款内において、これらの経費を流用できることとするものであります。

以上、議案第27号、令和8年度一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願い申し上げます。

日程第27 議案第28号 令和8年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第28 議案第29号 令和8年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について

議 長 日程第27、議案第28号、令和8年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について及び日程第28、議案第29号、令和8年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算についての両議案を一括議題といたします。

両案に対する詳細なる説明を求めます。

ほけん年金課長 議案第28号、令和8年度福崎町国民健康保険事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ17億3,180万円とするものです。また、第2条は一時借入金の最高額を8,000万円と定めるものです。

議案第28号資料の1ページをご覧ください。

令和8年度の予算編成方針です。

国民健康保険制度は、国民皆保険体制の基盤をなす制度として、地域住民の健康の保持・増進、福祉の向上及び生活の安定に重要な役割を果たしています。

しかしながら、その財政運営は、急速な被保険者の高齢化や医療の高度化等による医療費の増加、少子高齢化による被保険者数の減少に加え、離職者や低所得者が多いという制度の構造的な問題を抱え、非常に厳しい状況にあります。

このような課題に対応し、制度の安定化を図るため、平成30年度に大きな制度改正が行われ、兵庫県が財政責任主体として事業運営に加わり、町においては、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細やかな事業を行っています。

令和8年度に実施される制度改正の主なものは、子ども・子育て支援納付金の開始、課税限度額及び軽減判定所得基準額の見直し、高額療養費制度の見直しも予定されています。

令和8年度予算については、医療費の動向、被保険者数の減少等を勘案して積算し、被保険者数は、2,860人と見込んでいます。

歳出においては、その大部分を占める保険給付費について、過去3年間における給付状況や対前年度伸び率等を勘案した、県の推計金額を基に計上しています。

国民健康保険事業費納付金は、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分に加え、子ども・子育て支援納付金分について、県から示された金額を計上しています。

保健事業費については、第4期特定健康診査等実施計画に基づき特定健康診査・特定保健指導を実施し、健診受診率の向上と生活習慣病の予防に努めます。健診未受診者対策として、未受診者のデータを分析し、対象者の健康意識等に合わせた勧奨メッセージを送り、受診を促す事業を実施します。

総務費については、国保システム標準化の作業として、令和8年度は現行システム上のデータ修正作業と、ガバメントクラウド上の仮想サーバに標準システムを導入し、データの検証作業等を行う予定です。

次に、歳入の保険税に関してですが、県から示された標準保険料率で積算しています。保険税現年度分については、収納率94.8%、3億440万円を見込んでいます。8年度から新たに子ども・子育て支援納付金を徴収します。

国庫支出金については、子ども・子育て支援納付金の対応に伴うシステム改修に対する補助金を計上しております。

県支出金については、保険給付費に対する普通交付金、町の各種取組に対する特別交付金として、県の推計金額を参考に計上しています。

出産育児一時金等繰入金は、地方財政措置の終了に伴い、廃止となります。

また、国保財政調整基金から国保システムの標準化費用に充てるため、410万円を繰り入れます。

第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。歳出から説明いたします。

事項別明細書、23、24ページをお願いします。

一般管理費5,056万円は、職員の人件費と一般事務費を計上しています。

25、26ページをお願いします。

賦課徴収費454万円は、賦課徴収に要する経費を計上しています。

27、28ページをお願いします。

運営協議会費 20 万円は、国保運営協議会の開催に要する経費です。

29、30 ページをお願いします。

1 目、療養給付費は 10 億 700 万円、2 目、療養費は、現金給付による保険者負担金で 760 万円、3 目、審査支払手数料は、330 万 7,000 円を計上しています。

31、32 ページをお願いします。

1 目、高額療養費は 1 億 5,500 万円、2 目、高額医療高額介護合算療養費は 39 万円を計上しています。

33、34 ページをお願いします。

移送費は、1 万円を計上しています。

35、36 ページをお願いします。

出産育児一時金 600 万円は、1 件 50 万円の 12 件分を計上しています。

37、38 ページをお願いします。

葬祭給付費 150 万円は、30 件分を計上しています。

39、40 ページをお願いします。

精神・結核医療付加金 280 万円は、障害者自立支援医療による通院の一部負担金相当額等を計上しています。

43、44 ページをお願いします。

国民健康保険事業費納付金は、兵庫県の指示により医療給付費分 3 億 2,050 万円を計上しています。

45、46 ページをお願いします。

後期高齢者支援金等分は、1 億 956 万 1,000 円を計上しています。

47、48 ページをお願いします。

介護納付金分は、3,243 万 2,000 円を計上しています。

49、50 ページをお願いします。

子ども・子育て支援納付金分は、令和 8 年度から新たに納付するもので、1,007 万 2,000 円を計上しています。

51、52 ページをお願いします。

特定健康診査等事業費は、事務費、委託料等を含め 873 万円を計上しています。

53、54 ページをお願いします。

特定保健指導等事業費は、43 万円を計上しています。

55、56 ページをお願いします。

保健衛生普及事業費 615 万円の主なものは、人間ドック補助金及び脳検査補助金の 348 万円などです。

57、58 ページをお願いします。

利子 5 万円は、一時借入金利子を計上しています。

59、60 ページをお願いします。

1 目、保険税還付金 150 万円を計上しています。2 目、保険給付費等交付金償還金は、第三者行為や不当利得による保険給付費分を県へ償還するもので 146 万 5,000 円を計上しています。

61、62 ページをお願いします。

予備費 200 万円は、予算外の支出、また予算超過に充てるための経費を計上しています。

次に、歳入について説明いたします。

歳入の 3、4 ページをお願いします。

保険税は3億1,420万円で、現年度分は子ども・子育て支援納付金分が新しく加わり合計3億440万円、滞納繰越分は980万円を、それぞれ計上しています。

5、6ページをお願いします。

督促手数料13万円を計上しています。

7、8ページをお願いします。

子ども・子育て事業費補助金は、942万2,000円を計上しています。

9、10ページをお願いします。

保険給付費等交付金は、普通交付金11億8,056万円、特別交付金7,330万円で合計12億5,386万円を計上しています。

11、12ページをお願いします。

利子及び配当金12万円は、基金の利子です。

13、14ページをお願いします。

一般会計繰入金1億4,759万円は、保険基盤安定分からその他一般会計繰入金まで、議案資料6ページの内容でそれぞれ計上しております。

15、16ページをお願いします。

財政調整基金繰入金は410万円を計上しております。

17、18ページをお願いします。

その他繰越金は2万円を計上しております。

19、20ページをお願いします。

延滞金及び過料で100万1,000円を計上しております。

21、22ページをお願いします。

雑入135万7,000円は、交通事故等による第三者行為損害賠償金、及び不当利得徴収分を計上しております。なお、65ページから67ページに給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第28号の説明を終わります。

続きまして、議案第29号、令和8年度福崎町後期高齢者医療事業特別会計予算について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ3億9,630万円とするものです。

議案第29号資料の1ページ左側をご覧ください。

この特別会計の歳入としては、兵庫県後期広域連合が賦課する保険料を徴収するほか、保険料軽減分を県と町で公費負担する保険基盤安定負担金、職員給与費及び事務費を一般会計から繰り入れるものです。

歳出は、一般管理費の職員給与費や事務経費、保険料徴収事務経費等のほか、保険基盤安定負担金と保険料を合わせて広域連合に納付するものです。

資料2ページをお願いします。

75歳以上が加入する後期高齢者医療の保険料率の改定です。

資料には案と記載しておりますが、2月17日に広域連合議会が開催され、お示ししておりますとおり、令和8年度、9年度の保険料率が決定しています。診療報酬の改定と合わせ、2年に一度改定されるものです。

①令和8年度、9年度の医療分の保険料率は、均等割額が年額5万2,791円から5万8,427円に5,636円の改定増となり、所得割率は11.24%から10.77%に0.47ポイントの改定減となります。保険料上昇抑制のため、広域連合の剰余金を積み立てた給付費準備基金168億1,000万円を全額活用しますが、1人当たりの平均保険料年額は、現行の9万5,873円から9万9,609円に、3,736円の増額となります。

右側をご覧ください。

②子ども・子育て支援納付金分の保険料率です。

子育て支援を拡充するため、令和8年度から全世代が子育て支援金を拠出する子ども・子育て支援金制度が創設され、後期高齢者医療制度でも支援金の徴収が始まります。均等割額が1,351円、所得割率が0.24%で、1人当たり平均年保険料は、2,278円となります。

③高額療養費制度の見直しとして、令和9年8月にかけて段階的な見直しが予定されています。

④一定以上所得者の窓口負担割合の配慮措置の終了です。

令和4年10月から、窓口負担割合に2割負担が創設され、急激な負担を緩和するため配慮措置がされていましたが、令和7年9月で終了しています。

次に、資料3ページ左側をご覧ください。

⑤出産育児支援金の激変緩和措置の終了です。

令和6年度から、後期高齢者医療制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援する仕組みが導入されており、令和8年度から、後期高齢者医療が負担すべき費用の全額を負担するようになります。

⑥後期高齢者負担率の引上げです。

費用負担のイメージ図にありますように、医療給付費は、公費で約5割、現役世代からの支援金で約4割、高齢者からの保険料で約1割を賄うこととなっています。令和6年度から、現役世代1人当たりの負担の伸びと高齢者1人当たりの負担の伸びが同じになるよう、後期高齢者負担率の設定方法が見直され、令和8、9年度の後期高齢者負担率は、13.27%となります。

右側をご覧ください。

⑦医療分の賦課限度額ですが、高齢者世代内で能力に応じた負担を強化する観点から、現行の80万円から85万円に引き上げられます。

⑧は、子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額で、2万1,000円となっています。

続いて、4ページをお願いします。

⑨は、低所得者軽減の拡大ですが、令和8年度から以下のように基準額を引き上げ、低所得者軽減の対象が拡大する見込みです。なお、7割軽減の対象者については、8、9年度は、7.2割軽減を適用することになっています。

右側は保険料の算出方法です。資料5ページの下段にありますように、広域連合では、2年間平均で1人当たり給付費を99万7,765円、被保険者数は兵庫県全体で年平均93万7,190人として保険料を算定しています。

続いて、第1表の歳入歳出予算につきましては、事項別明細書でご説明申し上げます。

歳出の13、14ページをお願いします。

一般管理費1,688万円は、職員の人件費と一般事務費です。

15、16ページをお願いします。

徴収費1,350万円は、保険料の徴収に要する経費です。

17、18ページをお願いします。

広域連合納付金3億7,797万円は、保険料納付金と保険基盤安定納付金を計上しています。

19、20ページをお願いします。

被保険者保険料還付金は10万円を計上しています。

次に、歳入の説明を申し上げます。

歳入 3、4 ページをお願いします。

保険料は、現年度収納率 99.85% を見込み、滞納繰越分と合わせ 3 億 6 16 万円を計上しています。

5、6 ページをお願いします。

督促手数料 1 万円を計上しています。

7、8 ページをお願いします。

一般会計繰入金 9,002 万円は、職員給与費等と保険基盤安定繰入金を計上しています。

9、10 ページをお願いします。

延滞金 1 万円を計上しています。

11、12 ページをお願いします。

雑入は、広域連合からの保険料納付金過誤納還付金 10 万円を計上しています。

なお、21 ページから 23 ページに、給与費明細書を添付しておりますので、ご参照ください。

以上で、議案第 29 号の説明を終わります。

2 議案ともご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

日程第 29 議案第 30 号 令和 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について

議 長 日程第 29、議案第 30 号、令和 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

福 祉 課 長 議案第 30 号、令和 8 年度福崎町介護保険事業特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

議案の表紙をご覧ください。

第 1 条は、歳入歳出予算であります。

総額を 19 億 8,080 万円とし、款項の区分及び当該区分ごとの金額は第 1 表で、1 ページの歳入、2 ページの歳出のとおりとしております。

まずは、予算の概要説明をさせていただきますので、議案第 30 号資料の 1 ページをご覧ください。

予算編成方針となります。

令和 8 年度は第 9 期事業計画の最終年度となるため、令和 9 年度から令和 11 年度までの 3 年間で計画期間とする第 10 期福崎町ゴールドサルビアプラン（福崎町高齢者福祉計画・介護保険事業計画）を策定します。介護保険制度は平成 12 年 4 月に創設され、今年度で 27 年目を迎えました。制度が定着しサービス給付費は年々増加しております。

少し飛びまして、令和 6 年度は、人口構造や社会経済の変化を踏まえ、地域包括ケアシステムの推進、自立支援・重度化防止、良質な介護サービスの提供と働きやすい職場づくり、制度の安定性・持続可能性の確保といった視点を重視し、介護報酬が 1.59% 引き上げられました。第 9 期（令和 6 年から 8 年度）の介護保険料は、基準額を 6,260 円とし、保険料の所得段階を国が示す標準段階に合わせ、13 段階といたしました。

令和 8 年度の予算編成にあたっては、第 9 期事業計画に基づき積算しています。計画では被保険者 5,505 人、要介護認定者数は 1,148 人を見込みました。また、介護報酬の臨時改定や処遇改善の拡充に係る国の動向を踏まえ、介護給付費は 18 億 250 万円を見込みました。

地域支援事業は、軽度認定者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメントの需要が高まる中、適切な介護予防・自立支援に向けたケアプランの作成に努めるとともに、今後増加が見込まれる認知症高齢者に対する施策の推進に努めます。地域支援事業費は、各補助構成枠の上限額以内を設定し、保健師等人件費を合わせて9,724万円（対前年度当初予算比0.92%増）を見込んでいます。

基金積立金は基金利子と保険者機能強化推進交付金、保険者努力支援交付金の合計450万円を見込みました。

歳入においては、第1号被保険者保険料、国・県・町による介護給付費負担金、市町の高齢化率及び所得分布状況を勘案して決められる介護給付費調整交付金、第2号被保険者保険料からの支払基金交付金が保険給付費の財源となります。

また、地域支援事業は介護予防・生活支援サービス事業、介護予防ケアマネジメント事業、一般介護予防事業から成る総合事業と、地域包括支援センターの運営、社会保障充実に係る事業から成る総合事業以外の包括的支援事業及び任意事業の交付金が財源となります。

それぞれ歳出に見合うルール分を計上しております。

第1表の歳入歳出予算につきましては、予算に関する説明書の事項別明細書でご説明申し上げます。

事項別明細書の歳出の31、32ページをお開き願います。

一般管理費、5,636万8,000円は、職員の人件費と事務費を計上しています。事務費の中には委託料で第10期介護保険事業計画策定に向けた委託料を計上させていただいております。

35、36ページをお開き願います。

賦課徴収費143万円は、保険料の賦課徴収に要する経費でございます。

37、38ページをお開き願います。

認定調査費758万5,000円は、認定調査に要する経費で、主なものは主治医意見書作成料462万円でございます。

また、神崎郡認定審査会共同設置負担金は、1,078万1,000円を計上しています。

39、40ページをお開き願います。

介護保険運営協議会費19万6,000円は、介護保険運営協議会開催に係る経費でございます。

41、42ページをお開き願います。

介護サービス給付費等諸費18億250万円は、審査支払手数料150万円と、介護給付費及び介護予防給付費合わせて18億100万円で、対前年度予算比5.6%増を見込んでいます。

43から44ページをお開き願います。

1目、介護予防・生活支援サービス事業費4,160万円は、要支援1・2の方と基本チェックリストで対象となられた方の通所型・訪問型サービスに要する費用で、2目、介護予防ケアマネジメント事業費1,798万円は、要支援1・2の方と基本チェックリストで対象となられた方、また予防給付の利用を希望される方に、自立支援のためのマネジメント費用を計上しています。

47から48ページをお開き願います。

一般介護予防事業費300万円は、総合事業のうち一般介護予防事業に要する経費で、主にふくろうの会やふれあい喫茶などの活動補助金を計上しています。

49から50ページをお開き願います。

1目、総合相談事業費40万円は、相談業務等に係る費用を計上しています。

2目、権利擁護事業費150万円は、職員出向負担金等を計上しています。

3目、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費1,290万円は、職員1名分の給与等を計上しています。また、社会福祉協議会より出向して地域包括支援センターに配置している主任介護支援専門員の負担金を計上しています。

51から52ページをお開き願います。

4目、任意事業費290万円は、やすらぎ支援事業委託料や家族介護慰労金・成年後見人に係る費用等を計上しています。

5目、在宅医療・介護連携推進事業費350万円は、在宅医療・介護連携推進のため調整等を行うセンターの運営を行う福崎町の負担分を計上しています。

6目、生活支援体制整備事業費695万円は、生活支援協議体に関わる職員出向負担金や事務費等を計上しています。

53から54ページをお開き願います。

7目、認知症総合支援事業費534万円は、職員1名分の人件費と認知症初期集中支援チーム等に要する経費を計上しています。

55から56ページをお開き願います。

8目、地域ケア会議推進事業費117万円は、職員出向負担金と地域ケア会議等運営に要する経費を計上しています。

57から58ページをお開き願います。

1目、介護保険財政調整基金積立金450万円は、保険者機能強化推進交付金等に係る積立金を計上しています。

59から60ページをお開き願います。

諸支出金は、保険料過誤納還付金10万円、国や支払基金への過年度返還金10万円を計上しています。

次に、歳入のご説明を申し上げます。

歳入の3ページ、4ページをお開き願います。

第1号被保険者保険料4億2,293万円は、現年度分、4億2,180万円と滞納繰越分113万円を計上しています。

5から6ページをお開き願います。

督促手数料2万円と、ケアマネジメント事業手数料1,099万8,000円を計上しています。

7ページをお開き願います。

7ページ、国庫負担金から16ページ、県補助金までは、歳出の介護給付費等に対して、国、支払基金、県のそれぞれのルール分を計上しています。

17から18ページをお開き願います。

要介護認定事務委託金として1万7,000円を計上しています。

19から20ページをお開き願います。

利子及び配当金31万3,000円は、基金利子を計上しています。

21から22ページをお開き願います。

一般会計繰入金3億2,947万9,000円は、介護給付費等に係る町負担分と、職員給与費等繰入金及び、第1段階から第3段階の低所得者保険料軽減分を計上しています。

23から24ページをお開き願います。

介護保険財政調整基金繰入金1,218万円は、保険給付費不足分を計上しています。

25から26ページをお開き願います。

前年度繰越金として2万円を計上しています。

27から28ページをお開き願います。

諸収入、第三者納付金は1万円、雑入140万円は、総合事業等の利用者負担金などを計上しています。

29から30ページをお開きください。

延滞金は1万円を計上しています。

61ページから63ページには、給与費明細書を添付しておりますのでご参照ください。

また、議案資料2ページ、3ページには、歳入歳出のそれぞれ勘定表をお示ししております。後ほどご参照ください。

以上で議案第30号の説明を終わります。よろしくご審議賜りご賛同いただきますようお願いをいたします。

- 日程第30 議案第31号 令和8年度福崎町水道事業会計予算について
日程第31 議案第32号 令和8年度福崎町工業用水道事業会計予算について
日程第32 議案第33号 令和8年度福崎町下水道事業会計予算について

議 長 日程第30、議案第31号、令和8年度福崎町水道事業会計予算についてから、日程第32、議案第33号、令和8年度福崎町下水道事業会計予算についてまでの3議案を一括議題といたします。

各議案に対する詳細なる説明を求めます。

上下水道課長 失礼いたします。

3企業会計の令和8年度予算につきまして、一括してご説明申し上げます。

まず、議案第31号、令和8年度福崎町水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量については、1、給水戸数は8,600戸で、前年度比100戸の増。2、年間給水量は231万立方メートルで、前年度比3万立方メートルの減。3、1日平均給水量は6,330立方メートルで、前年度比80立方メートルの減としております。

4、主な建設改良事業は、八反田水管橋耐震補強工事については、3年計画の最終年度となります。工期内での完了を目指します。

町道福崎駅田原線配水管新設工事は、新たに建設される都市計画道路に新設水道管を布設する工事で、町発注の道路工事と併せて進めてまいります。

また、町道東大貫溝口線配水管更新工事は、JAライスセンター南の町道に埋設された配水管が老朽化しているため、耐震管に入れ替える工事となります。

議案第31号資料8ページに、工事予定箇所の位置図を添付しておりますのでご参照をください。

1ページ中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の水道事業収益が4億3,840万円で前年度比3.6%の増、支出の水道事業費用は4億3,280万円で前年度比7.1%の増としております。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、2ページ上段、資本的収入は7,800万円、資本的支出は4億7,090万円としております。前年度に比べて収入、支出とも大きく増となっておりますが、これは建設改良費が増加したことと、それに伴い財源も増となったことによるものです。

なお、1ページ下段、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額3億9,290万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額3,887万4,000円、過年度分損益勘定留保資金1億5,402万6,000円、及び建設改良積立金取崩額2億円で補填する予定としております。

2ページ中段第5条は、企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものです。

次の第6条は、一時借入金の限度額。第7条は、予定支出の各項の、経費の金額の流用。第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費。3ページ、第9条は、たな卸資産購入の限度額について、それぞれ記載のとおり定めるものです。

次に、予算の内容につきまして、ご説明いたします。

予算に関する説明書をご覧ください。

全会計のうち、後ろ、3会計が企業会計となっております。

水道事業会計の1ページ、2ページをお開きください。

こちらが実施計画となります。この明細を17ページ以降に記載しておりますので、そちらで説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。支出から説明いたしますので、18ページ中段以降をご覧ください。

支出は、営業費用が4億2,089万円で、1目、原水及び浄水費は6,421万7,000円、前年度と比べ約850万円の増。内訳では、最下段の11節、修繕費で、福田水源地ろ過機の砂が摩耗していることから、その入替え費用を見込み、約500万円を増額、1,350万円としております。

19ページの2目、配水及び給水費は1億1,760万4,000円で、前年度比約1,900万円の増。内訳は、1節、給料から4節、法定福利費までの人件費で、合わせて予定額を約600万円増額。中段、委託料では、人件費等の高騰により水道施設の運転管理委託料が増額となったこともあり、前年度比約400万円の増額で3,349万1,000円。10節、修繕費2,066万円は、機械器具などの老朽化により、修繕が増えたことで、前年度比約800万円の増額となっております。

20ページ、4目、総係費は3,705万円で、前年度の予定額と大きな変わりはありません。

また、下段では減価償却費や資産減耗費を計上しております。

次の21ページの営業外費用1,190万円は、企業債の支払利息、雑支出で漏水還付金などを計上しております。

17ページにお戻りください。

次は収入です。

収入は、営業収益が3億1,616万円、うち1目の給水収益・水道料金は3億426万円で、前年度と比べ約90万円の減としております。また、3目、他会計負担金の皆増は、消火栓の管理料を、下のその他営業収益から科目変更したことによるものでございます。

下段の営業外収益は1億2,223万円で、前年度と比べ約1,600万円の増となっております。この主な要因は、次の18ページ上段、4目の消費税還付金で、工事量の増により消費税の還付金が増えるため、前年度と比べて約1,300万円を増額し、2,550万円としていることによるものです。

次に、資本的収入及び支出です。23ページの支出から説明をいたします。

1目、建設改良費は冒頭、議案の業務の予定量で説明いたしました事業などで4億3,600万円、2目、固定資産購入費は、配水池2か所に防犯カメラを設

置する予定としているため、60万円を計上。3目、企業債償還金は前年度比250万円増の3,430万円を計上しております。

22ページにお戻りください。

次は収入です。

企業債は、現在進めております大型工事に係るもので、6,800万円を借り入れます。そして、工事負担金では、給水工事に係る申請者からの負担金1,000万円を計上しております。

明細は以上となりますが、議案第31号資料1ページからは、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページは給与費明細書、8ページは令和7年度の予定損益計算書、9ページからは令和7年度末の予定貸借対照表、13ページからは令和8年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第31号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第32号、令和8年度福崎町工業用水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをご覧ください。

第2条、業務の予定量ですが、1、給水事業所数は29事業所で、前年度と同数。2、年間給水量は56万立方メートルで、これも前年度と同量。3、1日平均給水量は1,530立方メートルで、前年度と同量となっております。4、建設改良事業では、令和7年度から引き続き、中播消防署西側の七種川水管橋の更新工事及びその施工監理などの業務委託を予定しております。

議案第32号資料5ページに、工事予定箇所の位置図を添付しておりますのでご参照ください。

中段、第3条の収益的収入及び支出の予定額は、収入の工業用水道事業収益が6,080万円で前年度比13.9%の増、支出の工業用水道事業費用は4,810万円で前年度比1.7%の増を見込んでおります。

第4条の資本的収入及び支出の予定額は、2ページになりますが、資本的収入は1億2,000万円、資本的支出は1億3,460万円としております。建設改良費では、先ほど説明いたしました事業で1億2,600万円を予定し、企業債償還金は元金の償還860万円を予定しております。

1ページに戻っていただきまして、下段では、第4条の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,460万円につきましては、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,145万5,000円、過年度分損益勘定留保資金314万5,000円で補填するものとしております。

2ページです。

中段第5条は、企業債について、目的や限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものです。

第6条は、一時借入金の限度額。

第7条は、予定支出の各項の、経費の金額の流用。

第8条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費について、それぞれ記載のとおり定めます。

次に、予算の内容につきまして、説明をいたします。

予算に関する説明書の工業用水道事業会計、1、2ページが実施計画となりま

すが、説明につきましては17ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出です。

支出から説明いたしますので18ページをご覧ください。

支出は、営業費用が4,668万円、前年度比約90万円の増。項目別では、前年度と比較して大きな増減はありませんが、主なものでは、次の19ページ、3目、減価償却費を1,843万円計上しております。

次に、17ページにお戻りください。

収入です。営業収益は4,143万円で、水道料金は、前年度と比べ660万円増の4,092万円を見込んでおります。令和7年10月から料金改定を実施したことが大きな増収要因となっております。

営業外収益は1,937万円で、2目、長期前受金戻入と4目、消費税還付金が主な収入となっております。

続きまして、20ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出です。

収入は、企業債の借入れ1億2,000万円を予定しております。

支出では、冒頭説明いたしました事業に要する建設改良費1億2,600万円と企業債償還金860万円を計上しております。

なお、議案第32号資料に、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

予算に関するその他説明資料としましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページが令和7年度の予定損益計算書、9ページからは、令和7年度末の予定貸借対照表、13ページからは、令和8年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第32号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第33号、令和8年度福崎町下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。

議案の次のページをお開きください。

第2条に定めた業務の予定量は、1、接続件数6,140件、前年度比50件の増。2、年間総処理水量は237万1,700立方メートルで、前年度比8万3,000立方メートルの減。3、1日平均処理水量は6,500立方メートルで、前年度比230立方メートルの減としております。

4、主な建設改良事業は、現在、板坂地区で進めております農業集落排水の公共下水道への統合工事を、令和8年度は田口地区で実施いたします。

また、川すそ雨水幹線工事については、現在施行中の区間からさらに北へと進み、株式会社エーモン付近までの区間に着手していく予定としております。

さらに福崎浄化センターにおいては、ストックマネジメント計画に基づく機械電気設備の更新工事を実施いたします。

議案第33号資料8ページ及び9ページに、工事の実施箇所図を添付しておりますので、ご参照ください。

次の第3条は、収益的収入及び支出の予定額です。

下水道事業収益は9億7,390万円で前年度比2%の減、下水道事業費用は9億6,920万円で前年度比1.6%の減としております。

第4条は、資本的収入及び支出の予定額で、2ページ、上の表、資本的収入は7億7,160万円で前年度比37.9%の増、資本的支出は11億4,730万円で前年度比22.1%の増を見込んでおります。

1 ページにお戻りください。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額 3 億 7, 570 万円は、括弧書きに記載のとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2, 440 万 7, 000 円、過年度分損益勘定留保資金 8 7 1 万 5, 000 円、当年度分損益勘定留保資金 3 億 3, 406 万円及び未処分利益剰余金 8 5 1 万 8, 000 円で補填するものとしております。

2 ページ中段、第 5 条は、企業債の目的、限度額などで、上段は下水道事業債、下段は資本費平準化債について、限度額、方法、利率、償還方法をそれぞれ記載のとおり定めるものです。

次の第 6 条では、一時借入金の限度額、第 7 条は、予定支出の各項の経費の金額の流用、3 ページ第 8 条は、議会の議決を経なければ流用することができない経費、第 9 条は、他会計からの補助金、第 10 条は、利益剰余金の処分について、それぞれ記載のとおり定めています。

次に、予算の内容につきまして、20 ページ以降の明細書で説明をいたします。

まず、収益的収入及び支出の、支出から説明いたしますので、21 ページをお開きください。

下水道事業費用は営業費用が 8 億 7, 482 万 5, 000 円で、前年度と比べ、約 1, 000 万円の減となっております。主なところでは、21 ページ中ほどの 3 目、処理場費で、10 節の委託料を前年度比約 1, 000 万円増額し、1 億 3, 962 万 9, 000 円。これは、右に記載の汚泥処理委託料の処理単価の上昇によるものでございます。下から 2 行目、14 節の修繕費では、福崎浄化センターの主要機器整備工事において、工事内容により、工事費を資本的支出の建設改良費に振り分けた結果、約 1, 300 万円の減、2, 661 万 5, 000 円となっております。1 ページ飛びまして、23 ページ、7 目の減価償却費は、特に農業集落排水施設で償却が進んでいることから、約 1, 500 万円の減、5 億 4, 657 万 5, 000 円を見込んでおります。また、その下の 8 目、資産減耗費・固定資産除却費では、田口地区で農集統合工事を実施することから、その除却資産の残存価格分 2, 063 万 1, 000 円を計上しております。

次の営業外費用は 9, 437 万 5, 000 円で、企業債や一時借入金の利息、雑支出では漏水還付金などを計上しております。

次に収入です。

20 ページにお戻りください。

下水道事業収益は、営業収益が 4 億 8, 950 万 5, 000 円、下水道使用料は料金改定の影響で 4 億 4, 213 万円、前年度と比べ約 2, 300 万円の増を見込んでおります。

一般会計からの繰入れについては、総務省繰出基準に基づくものを負担金、基準外の経費に対するものを補助金として、営業収益及び営業外収益でそれぞれ受け入れます。

営業外収益は 4 億 8, 439 万 5, 000 円で、前年度と比べ約 4, 800 万円の減となっております。これは、その下の、一般会計からの繰入金であります他会計負担金が約 4, 500 万円減少したことが主な要因となっております。繰入金の減少については、使用料収入が増加したことや、農業集落排水事業での資本費の減少が主な要因となっております。

続きまして、資本的収入及び支出です。支出から説明いたしますので 25 ページをお開きください。資本的支出です。

建設改良費は 5 億 5, 450 万 8, 000 円で、冒頭、業務の予定量で説明い

たしました事業などに要する費用や、人件費を管路整備費及び雨水の管路整備費として計上しております。前年度と比べて大きく増加している主な要因は、それぞれの項目で、工事請負費が増額となっていることによるものであります。特に下段の4目、処理場改良費の3節、工事請負費2億160万円は、ストックマネジメント計画に基づいて、福崎浄化センター内の各種設備を更新していく予定としており、前年度比約1億5,000万円の増となっております。

26ページ、企業債償還金は、元金の償還予定額5億9,279万2,000円を計上しております。

続いて、収入です。

24ページにお戻りください。

資本的収入は、下水道事業債と資本費平準化債を合わせて4億9,300万円を借入予定。社会資本整備総合交付金の国庫補助金は2億3,500万円。新規ます設置工事に伴う各種負担金は2,310万円を計上しております。また、一般会計からの繰入れについては、資本費平準化債を借り入れても、さらに不足する額を2項の出資金で受け入れます。

全体の繰入額は、3億1,910万円で、前年度と比べ5,190万円減少しております。

なお、議案第33号資料では、それぞれの積算内訳などを記載したものを添付しておりますので、ご参照ください。

その他の予算に関する説明書につきましては、3ページが予定キャッシュ・フロー計算書、4ページから6ページが給与費明細書、8ページは令和7年度の予定損益計算書、9ページからは令和7年度末の予定貸借対照表、15ページからは令和8年度末の予定貸借対照表をお示ししておりますので、それぞれご参照ください。

以上、議案第33号の説明とさせていただきます。3議案ともよろしくご審議賜りご賛同いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

日程第33 議案第34号 福崎町道路線の廃止及び認定について

議 長 日程第33、議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定についてを議題といたします。

本案に対する詳細なる説明を求めます。

まちづくり課長 失礼いたします。

議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定についてご説明申し上げます。

当議案は、道路法第10条第3項及び第8条第2項の規定により、福崎町道路線を議案別紙のとおり廃止及び認定することについて議会の議決を求めるものです。

議案説明資料1ページをご覧ください。

町道106号線について、路線を延長し、終点が変更となるため、一旦、廃止を行い、2ページのとおり、新たに認定するものであります。また、106号線の西側においても新たに認定するものであります。

再度、1ページをご覧ください。

廃止する路線として、起点は、八千種字北挟2891番1地先から、終点は、八千種字大坪2097番1地先までです。

続きまして、2ページをご覧ください。

図面の右側の部分になります。先ほど廃止の説明をいたしました、106号線

について新たに認定する箇所となっております。

起点は1級町道であります町道大貫山田線との交差点から西側に延伸し、1級町道であります町道大門鍛冶屋線との交差点であります八千種字松之本4665番地先から終点は従前と同じで県道中寺北条線との交差点であります八千種字大坪2097番1地先までで延長は802.52メートル、幅員は3.3メートルから7.3メートルです。

道路等級は廃止前と同様に福崎町道路の管理等に関する条例第4条の2により国、県道または1級町道と連絡する道路であるため2級町道となります。

また、新たに認定する路線としまして、454号線。106号線の西側になります。

起点は、町道大門鍛冶屋線との交差点であります八千種字松之本4650番2地先から、終点は、2級町道であります町道西光寺玉屋線との交差点であります八千種字平林4111番23地先までで延長は270.8メートル、幅員は4メートルから7メートルです。

道路等級は条例第5条により集落内及び集落外を結ぶ道路のうち生活道路として特に利用度が高い道路であるため3級町道となります。

今回、道路認定を行う理由ですが、平成23年に福崎町道路線の見直しを行っておりまして、時間も経過し、また、集落内で町道となっていない箇所を町道にしてもらいたいとの声をお聞きしているので、令和8年度に見直しをすべく準備をしているところでございます。そのような中、令和7年11月19日に、町道大貫山田線と町道106号線の交差点において、車両とバイクの出会い頭に衝突し、バイクを運転していた方が亡くなられるという痛ましい事故が発生しました。また、過去にも交通事故が複数回発生していることから、町道大貫山田線から西側についても町が管理すべき道路であるという観点から、先行して認定を行うものです。

以上、議案第34号、福崎町道路線の廃止及び認定についての提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきご賛同賜りますようお願いいたします。

議 長 以上で、本定例会1日目の日程は全て終了いたしました。

次の定例会2日目は3月5日、午前9時30分から再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

散会 午後 2時23分